

令和 2 年第 5 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴

（その 1）

堺 市

目 次

	頁
議案第 138 号 堺市土砂埋立て等の規制に関する条例	3
議案第 139 号 堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部を 改正する条例	21
議案第 140 号 堺市小口更生資金貸付基金条例の一部を改正する条例	23
議案第 141 号 堺市国民健康保険条例等の一部を改正する条例	25
議案第 142 号 堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行条例の一部を改正する条例	29
議案第 143 号 堺市手数料条例の一部を改正する条例	31
議案第 144 号 堺市手数料条例の一部を改正する条例	35
議案第 145 号 堺市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	37
議案第 146 号 堺市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例	43
議案第 147 号 堺市道路占用料条例等の一部を改正する条例	45
議案第 148 号 堺市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例	55
議案第 149 号 大阪狭山市の消防事務を受託することに伴う関係条例の 整備に関する条例	59
議案第 150 号 堺市基金条例の一部を改正する条例	65
議案第 151 号 堺市立学校設置条例の一部を改正する条例	67
議案第 152 号 工事請負契約の締結について [高層館昇降機設備改修工事]	69
議案第 153 号 工事請負契約の締結について [万崎建替公営住宅第一期建設工事(第1工区)]	73
議案第 154 号 工事請負契約の締結について [万崎建替公営住宅第一期建設工事(第1工区)に伴う給排水衛生 設備工事]	77
議案第 155 号 工事請負契約の変更について [上神谷高架橋耐震対策ほか工事]	81

議案第 156 号	指定管理者の指定について [堺市立初芝体育館等]	83
議案第 157 号	指定管理者の指定について [堺市立堺老人福祉センター等]	89
議案第 158 号	指定管理者の指定について [堺市立中老人福祉センター等]	93
議案第 159 号	指定管理者の指定について [堺市立東老人福祉センター等]	99
議案第 160 号	指定管理者の指定について [堺市立南老人福祉センター]	103
議案第 161 号	指定管理者の指定について [堺市立共同浴場]	107
議案第 162 号	指定管理者の指定について [堺市営住宅]	111
議案第 163 号	指定管理者の指定について [堺市立自転車等駐車場]	117
議案第 164 号	指定管理者の指定について [原池公園等]	123
議案第 165 号	当せん金付証票の発売について	131
議案第 166 号	市道路線の認定について	133
報告第 23 号	地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について	155

令和2年第5回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令和2年11月26日

堺市長 永藤英機

- 議案第 138 号 堺市土砂埋立て等の規制に関する条例
- 議案第 139 号 堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 140 号 堺市小口更生資金貸付基金条例の一部を改正する条例
- 議案第 141 号 堺市国民健康保険条例等の一部を改正する条例
- 議案第 142 号 堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例
- 議案第 143 号 堺市手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第 144 号 堺市手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第 145 号 堺市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
- 議案第 146 号 堺市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例
- 議案第 147 号 堺市道路占用料条例等の一部を改正する条例
- 議案第 148 号 堺市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 149 号 大阪狭山市の消防事務を受託することに伴う関係条例の整備に関する条例
- 議案第 150 号 堺市基金条例の一部を改正する条例
- 議案第 151 号 堺市立学校設置条例の一部を改正する条例
- 議案第 152 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 153 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 154 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 155 号 工事請負契約の変更について
- 議案第 156 号 指定管理者の指定について

- 議案第 157 号 指定管理者の指定について
- 議案第 158 号 指定管理者の指定について
- 議案第 159 号 指定管理者の指定について
- 議案第 160 号 指定管理者の指定について
- 議案第 161 号 指定管理者の指定について
- 議案第 162 号 指定管理者の指定について
- 議案第 163 号 指定管理者の指定について
- 議案第 164 号 指定管理者の指定について
- 議案第 165 号 当せん金付証票の発売について
- 議案第 166 号 市道路線の認定について
- 報告第 23 号 地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について

堺市土砂埋立て等の規制に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第8条）
- 第2章 土砂埋立て等の許可等（第9条－第29条）
- 第3章 土地の所有者の義務（第30条・第31条）
- 第4章 土砂搬入禁止区域（第32条－第34条）
- 第5章 雑則（第35条－第39条）
- 第6章 罰則（第40条－第45条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、土砂埋立て等に関する市、土砂埋立て等を行う者、土砂を発生させる者、土地の所有者等の責務を明らかにするとともに、土砂埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂埋立て等の適正化及び土砂埋立て等による災害の防止を図り、もって生活環境を保全することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、「土砂埋立て等」とは、土地の埋立て、盛土、切土その他土地への土砂（混入し、又は付着している物を含む。以下同じ。）の堆積を行う行為をいう。

2 この条例において、「埋立て等区域」とは、土砂埋立て等を行う土地の区域をいう。

3 この条例において、「土砂を発生させる者」とは、建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の発注者及び請負人であつて、その建設工事に伴つて土砂を発生させるものをいう。

（市の責務）

第3条 市は、災害の防止上又は生活環境の保全上支障が生ずるおそれがある土砂埋立て等が行われることのないよう必要な施策を推進するものとする。

（土砂埋立て等を行う者の責務）

第4条 土砂埋立て等を行う者は、土砂埋立て等を行うに当たっては、埋立て等区域の周辺地域の住民の理解を得るよう努めなければならない。

2 土砂埋立て等を行う者は、土砂埋立て等を行うに当たっては、災害の防止及び生活環境の保全のために必要な措置を講ずる責務を有する。

（土砂を発生させる者の責務）

第5条 土砂を発生させる者は、建設工事に伴う土砂の発生を抑制し、発生させた土砂の有

効な利用の促進に努めるとともに、発生させた土砂により不適正な土砂埋立て等が行われることのないよう土砂の適正な処理に努めなければならない。

(土地の所有者の責務)

第6条 土地の所有者は、その所有する土地において不適正な土砂埋立て等が行われることのないよう適正な管理に努めなければならない。

(土砂を運搬する者の責務)

第7条 土砂を運搬する者は、沿道への粉じんの飛散及び道路の汚損の防止並びに騒音及び振動の低減に努めなければならない。

(土砂埋立て等による崩落等の防止)

第8条 土砂埋立て等を行う者は、当該土砂埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、及び流出しないよう、必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、土砂埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがある場合において、災害の防止上若しくは生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、緊急の必要があると認めるときは、当該土砂埋立て等を行った者に対し、期限を定めて、これらを防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第2章 土砂埋立て等の許可等

(土砂埋立て等の許可)

第9条 埋立て等区域(当該埋立て等区域を含む一団の土地の区域にあつては、当該一団の土地の区域)の面積が500平方メートル以上である土砂埋立て等(大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例(平成26年大阪府条例第177号)の規定の適用を受ける土砂埋立て等を除く。)を行おうとする者は、埋立て等区域ごとに、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土砂埋立て等については、この限りでない。

- (1) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土砂埋立て等
- (2) 採石法(昭和25年法律第291号)第33条又は砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の規定により認可を受けた者が、当該認可に基づいて採取した土砂を販売するために一時的に当該認可に係る場所において行う土砂埋立て等
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項の規定により許可を受けた一般廃棄物の最終処分場又は同法第15条第1項の規定により許可を受けた産業廃棄物の最終処分場において行う土砂埋立て等
- (4) 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第22条第1項の規定により許可を受けた者が設置する同項に規定する汚染土壌処理施設において行う土砂埋立て等
- (5) 法令又は条例の規定による許可、認可その他の処分による土砂埋立て等であつて規則で定めるもの
- (6) 非常災害のために必要な応急措置として行う土砂埋立て等
- (7) 軽易なものとして規則で定める土砂埋立て等

(8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める土砂埋立て等

(事前協議)

第10条 前条の許可の申請をしようとする者(次条及び第12条において「申請予定者」という。)は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該土砂埋立て等について市長と協議しなければならない。

(土地の所有者の同意)

第11条 申請予定者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、第13条第1項第1号から第11号までに掲げる事項(同項第1号の生年月日を除く。)を説明し、その同意を得なければならない。

2 第15条第1項に規定する変更許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第2項第1号及び第2号に掲げる事項(同項第1号の生年月日を除く。)を説明し、その同意を得なければならない。

3 第25条第1項の承認の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第2項第1号から第3号までに掲げる事項(同項第1号の生年月日を除く。)を説明し、その同意を得なければならない。

4 前3項に定めるもののほか、土砂埋立て等を行おうとする者は、あらかじめ、当該行為に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、その土砂埋立て等の内容を説明し、その同意を得なければならない。

(周辺地域の住民への周知)

第12条 申請予定者は、その許可の申請に先立って、規則で定めるところにより、埋立て等区域の周辺地域の住民に対し、次条第1項の申請書(以下この項において「申請書」という。)の記載事項を周知させるための説明会(以下この項において「説明会」という。)を開催し、住民の理解を得るように努めるものとする。ただし、申請予定者は、その責めに帰することのできない事由により説明会を開催することができない場合には、規則で定めるところにより、申請書の記載事項を埋立て等区域の周辺地域の住民に周知させるため当該申請書の内容を要約した書類の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

2 申請予定者は、前項の規定による住民への周知の内容及びその結果を記載した書面を作成しなければならない。

3 前2項の規定は、第15条第1項に規定する変更許可の申請をしようとする者について準用する。

(許可の申請の手続)

第13条 第9条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名、住所及び生年月日（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び生年月日並びに主たる事務所の所在地）
 - (2) 土砂埋立て等の目的
 - (3) 埋立て等区域の位置及び面積
 - (4) 土砂埋立て等の施工を管理する事務所（以下「管理事務所」という。）の所在地並びに当該管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名
 - (5) 土砂埋立て等に供する施設の設置に関する計画
 - (6) 土砂埋立て等を使用される土砂の量
 - (7) 土砂埋立て等の期間
 - (8) 土砂埋立て等の土砂の堆積量が最大となる時（以下「最大堆積時」という。）及び土砂埋立て等の完了時の埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状
 - (9) 土砂埋立て等を使用される土砂の搬入に関する計画
 - (10) 埋立て等区域からの排水の水質検査を行うために講ずる措置
 - (11) 土砂埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置及び埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の申請書には、第11条第1項の同意を得たことを証する書面、埋立て等区域及びその周辺の状況を示す図面、前条第2項に規定する書面その他規則で定める図書を添付しなければならない。
- 3 第9条の許可を受けようとする者は、第1項第7号の土砂埋立て等の期間について3年を超えて申請することができない。

（許可の基準等）

第14条 市長は、第9条の許可の申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同条の許可をするものとする。

- (1) 申請者が、次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 第26条又は第27条第1項の規定に基づく処分（許可の取消しの処分を除く。）を受けた日から3年を経過しない者（当該処分による義務を履行した者を除く。）

イ 第27条第1項（同項第2号及び第3号に係る部分を除く。）の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合にあっては、当該取消しの処分に係る堺市行政手続条例（平成8年条例第17号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを

含む。) :

ウ 土砂埋立て等の事業に関し不正な行為をするおそれがあると認めるに足りる規則で定める相当の理由がある者

エ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団密接関係者(堺市暴力団排除条例(平成24年条例第35号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。)

オ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人(法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。)がアからエまでのいずれかに該当するもの

カ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからエまでのいずれかに該当する者のあるもの

キ 個人で規則で定める使用人のうちにアからエまでのいずれかに該当する者のあるもの

(2) 申請者が、当該申請に係る土砂埋立て等を的確に、かつ、継続して行うに足りる資力を有しないことが明らかな者でないこと。

(3) 第11条第1項の同意を得ていること。

(4) 管理事務所を設置し、かつ、当該管理事務所に管理責任者を置くこと。

(5) 土砂埋立て等が施工されている間における当該申請に係る埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために必要な措置が図られていること。

(6) 土砂埋立て等の最大堆積時及び完了時の埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状並びに土砂埋立て等に供する施設の計画が、当該申請に係る埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める形状及び構造上の基準に適合するものであること。

(7) 当該申請に係る埋立て等区域からの排水の水質検査を行うために必要な措置が図られていること。

2 第9条の許可の申請が、法令又は条例の規定による許可、認可その他の処分を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令又は条例により土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定めるものである場合には、前項第5号及び第6号の規定は、適用しない。

3 第9条の許可には、有効期間その他の災害の防止上又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

(変更の許可等)

第15条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る第13条第1項各号に掲げる事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、市長の許可(以下「変更許可」という。)を受けなければならない。

2 変更許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名、住所及び生年月日（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び生年月日並びに主たる事務所の所在地）

(2) 変更の内容及びその理由

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前項の申請書には、第11条第2項の同意を得たことを証する書面、変更に係る埋立て等区域及びその周辺の状況を示す図面、第12条第3項において準用する同条第2項に規定する書面その他規則で定める図書を添付しなければならない。

4 前条の規定は、変更許可について準用する。

5 第9条の許可を受けた者は、第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を書面で市長に届け出なければならない。

（土地の所有者への通知）

第16条 第9条の許可を受けた者は、当該許可を受けた日後遅滞なく、第11条第1項の同意をした土地の所有者に、当該許可に係る第13条第1項第1号から第11号までに掲げる事項（同項第1号の生年月日を除く。）を書面で通知しなければならない。

2 前項の場合において、第9条の許可を受けた者は、当該許可に第14条第3項の規定により条件が付された場合については、当該許可を受けた日後遅滞なく、前項に規定する事項のほか、当該条件の内容を同項の土地の所有者に書面で通知しなければならない。

3 変更許可を受けた者は、当該変更許可を受けた日後遅滞なく、第11条第2項の同意をした土地の所有者に、当該変更許可に係る前条第2項第1号及び第2号に掲げる事項（同項第1号の生年月日を除く。）並びに当該変更許可に前条第4項において準用する第14条第3項の規定により条件が付された場合については当該条件の内容を、書面で通知しなければならない。

4 第9条の許可を受けた者は、前条第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、当該変更に係る埋立て等区域内の土地の所有者にその旨を通知しなければならない。

（土砂埋立て等の着手の届出）

第17条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂埋立て等に着手したときは、着手した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（土砂の搬入の報告）

第18条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域に土砂を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、当該土砂の発生場所及び当該土砂の汚染のおそれがないことを確認しなければならない。

2 第9条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、前項の規定により確認した結果を市長に報告しなければならない。

(土砂管理台帳の作成)

第19条 第9条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る土砂埋立て等に用いた土砂の量その他の規則で定める事項を記載した土砂管理台帳を作成しなければならない。

(土砂埋立て等に使用された土砂の量の報告)

第20条 第9条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る土砂埋立て等に着手した日から、定期的に、前条の規定により作成する土砂管理台帳の写しを添付して、当該土砂埋立て等に使用された土砂の量を市長に報告しなければならない。

(水質検査等)

第21条 第9条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る土砂埋立て等を施工している間、定期的に、当該許可に係る埋立て等区域からの排水の水質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質検査を行うことができないと市長が認めるときは、この限りでない。

2 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂埋立て等を完了し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立て等区域からの排水の水質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質検査を行うことができないと市長が認めるときは、この限りでない。

3 第9条の許可に係る埋立て等区域からの排水については、規則で定める水質の基準(以下「水質基準」という。)を満たすものでなければならない。

4 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域からの排水が水質基準に適合していないことを確認したときは、直ちにその旨を市長に報告するとともに、その原因の調査その他当該土砂埋立て等により生じ、又は生ずるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除去するために必要な措置を講じなければならない。

(標識の掲示等)

第22条 第9条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立て等区域の公衆の見やすい場所に、当該許可に係る土砂埋立て等が施工されている間、氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

2 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域について、その境界を明らかにするため、境界標を設けなければならない。

(関係図書の閲覧)

第23条 第9条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る第13条第1項又は第15条第2項の申請書の写し、第19条の土砂管理台帳その他規則で定める図書を管理事務所に備え置き、当該許可に係る土砂埋立て等に関し災害の防止上又は生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(土砂埋立て等の完了の届出等)

第24条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂埋立て等を完了し、廃止し、若しくは休止し、又は休止した土砂埋立て等を再開したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、当該土砂埋立て等の休止をした場合であって、当該休止の期間が2月未満であるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による届出（休止した土砂埋立て等を再開した場合の届出を除く。）があったときは、遅滞なく、当該届出に係る土砂埋立て等が第14条の規定による許可の内容に適合しているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知するものとする。

3 前項の規定により、土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するための必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、当該通知に係る土砂埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（地位の承継）

第25条 第9条の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人又は同条の許可を受けた者から当該許可に係る埋立て等区域の土地の所有権その他当該許可に係る土砂埋立て等を行う権原を取得した者は、市長の承認を受けて、当該第9条の許可を受けた者が有していた同条の許可に基づく地位を承継することができる。

2 前項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名、住所及び生年月日（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び生年月日並びに主たる事務所の所在地）

(2) 第9条の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(3) 申請者が第14条第1項第1号オの営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前項の申請書には、第11条第3項の同意を得たことを証する書面、承認の申請に係る埋立て等区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める図書を添付しなければならない。

4 第14条第1項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）の規定は、第1項の承認について準用する。

5 相続人が被相続人の死亡後90日以内に第1項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日まで、被相続人に対してした第9条の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

（命令）

第26条 市長は、土砂埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該土砂埋立て等について第9条の許可を受けた者に対し、当該許可に係る土砂埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害を防止するために、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該許可に係る土砂埋立て等の停止を命ずることができる。

2 市長は、第9条又は第15条第1項の規定に違反して許可を受けないで土砂埋立て等を行った者に対し、相当の期限を定めて、当該土砂埋立て等に使用された土砂の全部又は一部を撤去するとともに、土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 市長は、第24条第3項又は次条第2項に規定する者が、土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために必要な措置を講じないときは、相当の期限を定めて、第24条第3項の通知又は次条第2項の取消しに係る土砂埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

4 市長は、第9条の許可を受けた者に係る土砂埋立て等が、第14条第1項第5号又は第6号に適合しないと認めるときは、当該許可を受けた者（前項の規定による命令を受けた者を除く。）に対し、当該許可に係る土砂埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害を防止するために、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該許可に係る土砂埋立て等の停止を命ずることができる。

5 市長は、第9条の許可を受けた者に係る埋立て等区域からの排水が水質基準に適合しないことを確認したときは、当該許可を受けた者に対し、その原因の調査その他当該許可に係る土砂埋立て等により生じ、又は生ずるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除去するために、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該許可に係る土砂埋立て等の停止を命ずることができる。

（許可の取消し等）

第27条 市長は、第9条の許可を受けた者が次の各号（第8号を除く。）のいずれかに該当するときは当該許可を取り消し、又は次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めて当該許可に係る土砂埋立て等の停止を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により第9条の許可、変更許可又は第25条第1項の承認を受けたとき。

(2) 正当な理由なく、第9条の許可を受けた日から起算して1年を経過した日までに当該許可に係る土砂埋立て等に着手しないとき。

(3) 第9条の許可に基づき土砂埋立て等に着手した後、正当な理由なく、1年以上引き続き当該許可に係る土砂埋立て等を行わないとき。

- (4) 第14条第1項第1号エに該当するに至ったとき。
- (5) 第14条第1項第1号オからキまで（同号エに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき。
- (6) 変更許可を受けなければならない事項を変更許可を受けないで変更したとき。
- (7) 第14条第3項（第15条第4項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。
- (8) 第18条から第22条までの規定に違反したとき。
- (9) 前条及びこの項の規定による命令に違反したとき。

2 前項の規定により第9条の許可の取消しを受けた者は、当該取消しに係る土砂埋立て等を使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の防止上又は生活環境の保全上必要な措置を講じなければならない。

（関係図書の保存）

第28条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂埋立て等について、第24条第2項の規定による通知（完了及び廃止に係るものに限る。）を受けた日又は当該許可の取消しの日のいずれか早い日から3年を経過する日まで、当該許可に係る土砂管理台帳及び土砂埋立て等に関してこの条例の規定に基づいて市長に提出した図書の写しを保存しなければならない。

（軽易な土砂埋立て等の届出）

第29条 次の各号のいずれかに該当する土砂埋立て等を行おうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。ただし、第9条の許可に係る土砂埋立て等及び同条各号（第7号を除く。）のいずれかに該当する土砂埋立て等については、この限りでない。

(1) 埋立て等区域の面積が500平方メートル以上の土砂埋立て等で、第9条第7号に該当するもの

(2) 次のいずれにも該当する土砂埋立て等

ア 埋立て等区域の面積が500平方メートル未満であること。

イ 土砂埋立て等を行う前の地盤面の最も低い地点（切土の場合にあっては、最も高い地点）と土砂埋立て等によって生ずる地盤面の最も高い地点（切土の場合にあっては、最も低い地点）との垂直距離（当該土砂埋立て等を行う日前3年以内に行われた土砂埋立て等によって生じた地盤面の垂直距離を合算したものを含む。）が3メートル以上となること。

2 前項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 第13条第1項第1号から第5号まで及び第9号から第11号までに掲げる事項
- (2) 年間の土砂埋立て等に使用される土砂の搬入の予定量及び搬出の予定量
- (3) 土砂埋立て等の完了時の埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 3 第1項の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して14日を経過した後でなければ、当該届出に係る土砂埋立て等を施工してはならない。
- 4 第11条第1項及び第2項、第13条第2項、第15条(第4項を除く。)、第16条(第2項を除く。)、第18条第1項、第19条、第21条第3項及び第4項、第22条、第24条第1項、第26条(第3項及び第4項を除く。)、第28条、第30条並びに第31条の規定は、第1項の規定による届出について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第11条第1項	申請予定者	第29条第1項の規定による届出をしようとする者
	当該申請	当該届出
	第13条第1項第1号から第11号まで	第13条第1項第1号から第5号まで及び第9号から第11号まで
第11条第2項	第15条第1項に規定する変更許可の申請	第29条第4項において読み替えて準用する第15条第1項に規定する変更届出
	当該申請	当該届出
第13条第2項	前項の申請書	第29条第2項の届出書
	第11条第1項	第29条第4項において読み替えて準用する第11条第1項
	、前条第2項に規定する書面その他規則で定める図書	その他規則で定める図書
第15条第1項	第9条の許可を受けた者	第29条第1項の規定による届出をした者
	当該許可	当該届出
	第13条第1項各号	第13条第1項第1号から第5号まで及び第9号から第11号まで
	市長の許可(以下「変更許可」という。)を受けなければならない	市長に届出(以下「変更届出」という。)をしなければならない
第15条第2項	変更許可を受けようとする者	変更届出をしようとする者

	申請書	届出書
第15条第3項	申請書	届出書
	第11条第2項	第29条第4項において読み替えて準用する第11条第2項
	、第12条第3項において準用する同条第2項に規定する書面その他規則で定める図書	その他規則で定める図書
第15条第5項	第9条の許可を受けた者	第29条第1項の規定による届出をした者
第16条第1項	第9条の許可を受けた者	第29条第1項の規定による届出をした者
	当該許可を受けた日	当該届出をした日
	第11条第1項	第29条第4項において読み替えて準用する第11条第1項
	当該許可	当該届出
	第13条第1項第1号から第11号まで	第13条第1項第1号から第5号まで及び第9号から第11号まで
第16条第3項	変更許可を受けた	変更届出をした
	第11条第2項	第29条第4項において読み替えて準用する第11条第2項
	当該変更許可	当該変更届出
	並びに当該変更許可に前条第4項において準用する第14条第3項の規定により条件が付された場合については当該条件の内容を、書面で	を書面で
第16条第4項	第9条の許可を受けた者	第29条第1項の規定による届出をした者

第18条第1項及び第19条	第9条の許可を受けた者	第29条第1項の規定による届出をした者
	当該許可	当該届出
第21条第3項	第9条の許可	第29条第1項の規定による届出
第21条第4項、第22条及び第24条第1項	第9条の許可を受けた者	第29条第1項の規定による届出をした者
	当該許可	当該届出
第26条第1項	第9条の許可を受けた者	第29条第1項の規定による届出をした者
	当該許可	当該届出
第26条第2項	第9条又は第15条第1項	第29条第1項又は同条第4項において読み替えて準用する第15条第1項
	許可を受けないで	届出をしないで
第26条第5項	第9条の許可を受けた者	第29条第1項の規定による届出をした者
	当該許可を受けた者	当該届出をした者
	当該許可	当該届出
第28条	第9条の許可を受けた者	第29条第1項の規定による届出をした者
	当該許可	当該届出
	第24条第2項の規定による通知（完了及び廃止に係るものに限る。）を受けた日又は当該許可の取消しの日のいずれか早い日	第29条第4項において読み替えて準用する第24条第1項の規定による届出（完了及び廃止に係るものに限る。）をした日
第30条第1項	第11条	第29条第4項において読み替えて準用する第11条
第30条第2項	第9条の許可又は変更許可の内容（第11条に規定する同意をした場合におけるものに限る。次条第1項第1号において同じ。）	第29条第1項の規定による届出又は変更届出の内容（第29条第4項において読み替えて準用する第11条に規定する同意をした場合におけるものに限る。）

第31条第1項	第26条（第2項を除く。）	第29条第4項において読み替えて準用する第26条第1項、第2項又は第5項
第31条第1項第1号	第9条の許可又は変更許可	第29条第1項の規定による届出又は変更届出

第3章 土地の所有者の義務

（土砂埋立て等に係る土地の所有者の義務）

第30条 第11条に規定する同意をした土地の所有者は、当該同意に係る土砂埋立て等が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該土砂埋立て等の施工の状況を確認しなければならない。

2 前項の同意をした土地の所有者は、同項の規定による確認の結果、第9条の許可又は変更許可の内容（第11条に規定する同意をした場合におけるものに限る。次条第1項第1号において同じ。）と明らかに異なる土砂埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該土砂埋立て等を行う者に対し当該土砂埋立て等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

3 第1項の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る埋立て等区域の土砂の崩落、飛散若しくは流出による災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を市長に通報しなければならない。

（土砂埋立て等に係る土地の所有者に対する勧告及び命令）

第31条 市長は、第26条（第2項を除く。）の規定による命令（土砂埋立て等の停止の命令を除く。）をしたにもかかわらず、当該命令を受けた者が期限までにその命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る土砂埋立て等について前条第1項の同意をした土地の所有者で次の各号のいずれかに該当するものに対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 前条第1項の規定による確認（当該確認を行うべき時期において、第9条の許可又は変更許可の内容と明らかに異なる土砂埋立て等が行われていた場合のものに限る。）を怠った者

(2) 前条第2項の規定による報告を怠った者

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合であって、その者に対し、同項の必要な措置を講じさせることが相当であると認めるときは、当該必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第4章 土砂搬入禁止区域

（土砂搬入禁止区域の指定）

第32条 市長は、埋立て等区域（大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例第7条の許可又は同条例第12条第1項に規定する変更許可を受けているものを除く。）及びその周辺の

区域において土砂埋立て等を継続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合であつて、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該埋立て等区域及びその周辺の区域を、6月を超えない範囲内で期間を定めて、土砂の搬入を禁止する区域（以下「土砂搬入禁止区域」という。）として指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。
- 3 第1項の規定による指定は、前項の規定による公示をもって効力を生ずる。
- 4 市長は、第1項の規定による土砂搬入禁止区域の指定の期間が満了する時点において、いまだ指定の事由がなくなっていないと認めるときは、当該指定に係る区域について、同項の規定により土砂搬入禁止区域として指定することができる。
- 5 市長は、第1項の規定による指定の準備をするため必要がある場合においては、当該職員に、他人の占有する土地に立ち入り、測量させ、又は調査させることができる。
- 6 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、当該職員に、他人の占有する土地に立ち入り、土砂搬入禁止区域であることを明示する措置を講じさせることができる。
- 7 前2項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

（土砂の搬入の禁止）

第33条 何人も、土砂搬入禁止区域に土砂を搬入してはならない。

（土砂搬入禁止区域の解除）

第34条 市長は、土砂搬入禁止区域の指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該土砂搬入禁止区域の指定を解除するものとする。

- 2 第32条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

第5章 雑則

（報告の徴収）

第35条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂埋立て等を行う者に対し、当該土砂埋立て等について、施工の状況その他必要な事項の報告を求めることができる。

- 2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、第11条に規定する同意をした土地の所有者に対し、当該同意に係る土砂埋立て等について、第30条第1項の規定による確認の状況その他必要な事項の報告を求めることができる。

（立入検査）

第36条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、土砂埋立て等を行う者の管理事務所、事業場その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、試験の用に供するのに必要な限度において土砂若しくは排水を無償で収去させ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提

示しなければならない。

(公表)

第37条 市長は、第26条又は第27条第1項の規定による命令をしたときは、当該命令を受けた者の氏名又は名称、住所及び当該命令の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び資料の提出の機会を与えるため、意見の聴取を行わなければならない。

(大阪府警察本部長からの意見聴取)

第38条 市長は、第9条の許可若しくは変更許可又は第25条第1項の承認をしようとするときは、第14条第1項第1号エからキまでのいずれかに該当する事由(同号オからキまでのいずれかに該当する事由にあつては、同号エに係るものに限る。次項において同じ。)の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くものとする。

2 市長は、第27条第1項の規定による処分をしようとするときは、第14条第1項第1号エからキまでのいずれかに該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。

(規則への委任)

第39条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

(罰則)

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条、第15条第1項又は第25条第1項の規定に違反して、土砂埋立て等を行った者
- (2) 偽りその他不正の手段により、第9条の許可、変更許可又は第25条第1項の承認を受けた者
- (3) 第26条第1項から第4項まで(第29条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者
- (4) 第33条の規定に違反した者

第41条 第26条第5項(第29条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第42条 第31条第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第18条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (2) 第19条の規定に違反して、同条の土砂管理台帳を作成せず、又は同条に規定する事

項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

(3) 第20条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(4) 第21条第1項の規定に違反して、同項の水質検査を行わず、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

(5) 第21条第2項の規定に違反して、同項の水質検査を行わず、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

(6) 第21条第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(7) 第22条第1項の規定に違反して、同項の標識を掲示しなかった者

(8) 第22条第2項の規定に違反して、同項の境界標を設けなかった者

(9) 第35条第1項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(10) 第36条第1項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第44条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第15条第5項、第17条又は第24条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第28条の規定に違反して、同条の土砂管理台帳又は図書の写しを保存しなかった者

(両罰規定)

第45条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第40条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日) :

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に土砂埋立て等を行っている者については、この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までの間は、第9条及び第29条の規定は、適用しない。その者が当該期間内に第9条の許可の申請をした場合において、当該申請に係る許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

3 この条例の施行の際、現に法令又は条例の規定による許可、認可その他の処分で規則で定めるもの（以下「許可等」という。）を受けている者が行う当該許可等に係る土砂埋立て等については、当該許可等に係る許可期間が満了する日（当該許可期間が3年を超える場合にあっては、この条例の施行の日から起算して3年を経過する日）までの間は、第2章の規定は、適用しない。

堺市土砂埋立て等の規制に関する条例の 制定について

1 制定の趣旨及び内容

土砂埋立て等に関する市、土砂埋立て等を行う者、土砂を発生させる者、土地の所有者等の責務を明らかにするとともに、土砂埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂埋立て等の適正化及び土砂埋立て等による災害の防止を図り、もって生活環境を保全することを目的として、次の事項を規定の内容とする本条例を制定するものであること。

- (1) 市、土砂埋立て等を行う者、土砂を発生させる者、土地の所有者及び土砂を運搬する者の責務に関する事項
- (2) 土砂埋立て等による崩落等の防止に関する事項
- (3) 500平方メートル以上の土砂埋立て等の許可に関する次の事項
 - ア 許可の申請、基準、変更、取消し等に関する事項
 - イ 事前協議に関する事項
 - ウ 土地の所有者の同意に関する事項
 - エ 周辺地域の住民への周知に関する事項
 - オ 土砂埋立て等に係る着手及び完了の届出、土砂の量の報告、水質検査等に関する事項
 - カ 土砂管理台帳の作成、標識の掲示等並びに関係図書の閲覧及び保存に関する事項
 - キ 地位の承継に関する事項
 - ク 命令に関する事項
- (4) 軽易な土砂埋立て等の届出に関する事項
- (5) 土地の所有者の義務並びに当該所有者への勧告及び命令に関する事項
- (6) 土砂搬入禁止区域に関する事項
- (7) 報告の徴収、立入検査及び公表に関する事項
- (8) 罰則に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、土砂埋立て等の適正化を図るため必要な事項

2 施行期日

令和3年4月1日から施行するものであること。

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の 一部を改正する条例

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例（平成5年条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第4項を削る。

別表中「1体」の次に「（紙製の箱その他の一体的に処分する物を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の 一部改正について

1 改正の趣旨

- (1) 本市の区域内における家庭廃棄物に係る処理等の取扱いの統一を図るため、旧美原町の区域内における古紙の分別収集を廃止することとし、所要の改正を行うものであること。
- (2) 動物の死体の処理に係る手数料について、その対象となる範囲を規定上明記することとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

令和3年4月1日から施行するものであること。ただし、1(2)に係る改正規定は、公布の日から施行するものであること。

堺市小口更生資金貸付基金条例の一部を 改正する条例

堺市小口更生資金貸付基金条例（昭和39年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第7条中「5パーセント」を「3パーセント」に改め、「額」の次に「（当該額に1円未満の端数があるときはその端数を、当該額が1,000円未満であるときはその全額を切り捨てた額）」を加える。

第8条中「第7条」を「前条」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第7条の規定は、令和2年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の第7条の規定は、適用日以後に貸し付ける小口更生資金について適用し、適用日前に貸し付けた小口更生資金については、なお従前の例による。

堺市小口更生資金貸付基金条例の一部改正について

1 改正の趣旨

本市における小口更生資金の貸付金の償還に係る遅延利息の割合について見直すとともに、その額の端数処理等について規定上明記することとし、所要の改正等を行うものであること。

2 施行期日等

公布の日から施行し、この条例による改正後の第7条の規定は、令和2年4月1日から適用するものであること。

堺市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

(堺市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 堺市国民健康保険条例(昭和34年条例第23号)の一部を次のように改正する。

附則第13項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(堺市行政財産の目的外使用に関する条例の一部改正)

第2条 堺市行政財産の目的外使用に関する条例(昭和39年条例第36号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(堺市介護保険条例の一部改正)

第3条 堺市介護保険条例(平成12年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「保険料の納付義務者」を「法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者(以下「保険料の納付義務者」という。))」に改める。

第16条第1項中「法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者(以下「保険料の納付義務者」という。))」を「保険料の納付義務者」に改める。

附則第14条中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(堺市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第4条 堺市後期高齢者医療に関する条例(平成20年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「広域連合条例」という。」を削る。

附則第4項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の堺市国民健康保険条例附則第13項、堺市行政財産の目的外使用に関する条例附則第4項、堺市介護保険条例附則第14条及び堺市後期高齢者医療に関する条例附則第4項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

堺市国民健康保険条例等の一部改正について

1 改正の趣旨

地方税法（昭和25年法律第226号）及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の一部改正を踏まえ、延滞金の特例について所要の改正等を行うものであること。

2 施行期日

令和3年1月1日から施行するものであること。

堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律施行条例の一部を改正する 条例

堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成18年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「60人」を「80人」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律施行条例の一部改正につい て

1 改正の趣旨

障害支援区分認定に係る審査件数の増加が見込まれることから、効率的な審査体制の整備として、堺市障害支援区分認定審査会の審査部会の数を増加させるため、当該審査会の委員の定数について見直しを行うこととし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

令和3年4月1日から施行するものであること。

堺市手数料条例の一部を改正する条例

堺市手数料条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第27条中「第234号」の次に「。以下この条において「法」という。」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 届出者が法第11条の2の確認を受けた者から当該確認に係る営業を譲り受けた者である場合（当該営業に係る施設の構造設備に変更がない場合に限る。）における前項の規定の適用については、同項中「16,000円」とあるのは、「12,900円」とする。

第28条中「第163号」の次に「。以下この条において「法」という。」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 届出者が法第12条の確認を受けた者から当該確認に係る営業を譲り受けた者である場合（当該営業に係る施設の構造設備に変更がない場合に限る。）における前項の規定の適用については、同項中「16,000円」とあるのは、「12,900円」とする。

第29条中「第207号」の次に「。以下この条において「法」という。」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 届出者が法第5条の2の確認を受けた者から当該確認に係る営業を譲り受けた者である場合（当該営業に係る施設の構造設備に変更がない場合に限る。）における前項の規定の適用については、同項中「16,000円」とあるのは、「12,900円」とする。

第30条に次の1項を加える。

- 2 申請者が法第3条第1項本文の許可を受けた者から当該許可に係る営業を譲り受けた者である場合（当該営業に係る施設の構造設備に変更がない場合に限る。）における前項第1号の規定の適用については、同号中「22,000円」とあるのは、「16,300円」とする。

第31条を次のように改める。

（興行場法関係手数料）

第31条 興行場法（昭和23年法律第137号。以下この条において「法」という。）

第2条第1項の規定に基づく許可に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。

(1) 興行場の許可申請手数料（次号に該当するものを除く。） 1件 22,000円

(2) 臨時又は仮設の興行場の許可申請手数料 1件 11,000円

2 申請者が法第2条第1項の許可を受けた者から当該許可に係る営業を譲り受けた者である場合（当該営業に係る施設の構造設備に変更がない場合に限る。）における前項の規定の適用については、同項第1号中「22,000円」とあるのは「16,300円」と、同項第2号中「11,000円」とあるのは「10,100円」とする。

第32条中「第139号」の次に「。以下この条において「法」という。」を加え、同条に次の1項を加える。

2 申請者が法第2条第1項の許可を受けた者から当該許可に係る営業を譲り受けた者である場合（当該営業に係る施設の構造設備に変更がない場合に限る。）における前項の規定の適用については、同項中「22,000円」とあるのは、「16,300円」とする。

附 則

この条例は、令和2年12月15日から施行する。

堺市手数料条例の一部改正について

1 改正の趣旨：

食品衛生法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第140号）による理容師法施行規則（平成10年厚生省令第4号）等の一部改正、食品衛生法施行規則等の一部を改正する省令の公布について（令和2年7月14日付け生食発0714第4号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）等を踏まえ、理容師法等に基づく検査等に係る手数料の額について見直しを行うこととし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

令和2年12月15日から施行するものであること。

堺市手数料条例の一部を改正する条例

堺市手数料条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第22条の次に次の1条を加える。

（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律関係手数料）

第22条の2 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下この条において「法」という。）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。

(1) 法第15条第2項の規定に基づく輸出証明書の発行手数料 1件 870円

(2) 法第17条第2項の規定に基づく適合施設の認定申請手数料

ア 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号）第21条第1号に掲げる施設認定農林水産物等に係る適合施設の認定 当該施設認定農林水産物等の種類ごとに1件 20,900円

イ アの施設認定農林水産物等以外の施設認定農林水産物等に係る適合施設の認定 当該施設認定農林水産物等の種類ごとに1件 10,400円

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

堺市手数料条例の一部改正について

1 改正の趣旨

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）の制定に伴い、同法に規定する輸出証明書の発行及び適合施設の認定に関する事務に係る手数料を徴収することとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

令和3年1月1日から施行するものであること。

堺市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

第1条 堺市食品衛生法施行条例（平成12年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「屋台等」の次に「（次項において「組立式店舗等」という。）」を加え、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 第1項の許可を受けた者から当該許可に係る営業を譲り受けた者が同項の許可を受けようとする場合（当該営業に係る施設の構造設備に変更がない場合に限る。）における手数料の額は、別表の規定にかかわらず、同表に規定する額の80パーセント（組立式店舗等に係る営業の譲受けにあつては、40パーセント）に相当する額とする。

第2条 堺市食品衛生法施行条例の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（許可証の交付等）

第2条 市長は、法第55条第1項の許可（以下「営業許可」という。）をしたときは、許可証を交付するものとする。

- 2 営業許可を受けた者（以下「許可業者」という。）は、前項の許可証をその営業の施設の見やすい場所に掲示しなければならない。ただし、政令第35条第2号に規定する自動販売機による営業の場合は、この限りでない。

- 3 前項ただし書の営業に係る許可業者は、自動販売機ごとに許可済の証を当該自動販売機の見やすい場所に貼付しなければならない。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（手数料）

第3条 営業許可（営業許可の更新を含む。）を受けようとする者は、別表に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ同表に定める額の手数料を納付しなければならない。

- 2 法第54条に規定する営業を出店の都度組み立てる組立式店舗、屋台等（次項において「組立式店舗等」という。）で行う場合における手数料の額は、前項の規定にかかわらず、別表に定める額の50パーセントに相当する額とする。

- 3 許可業者からその許可に係る営業を譲り受けた者が営業許可を受けようとする場合（当該営業に係る施設の構造設備に変更がない場合に限る。）における手数料の額は、前2項の規定にかかわらず、別表に定める更新申請手数料の額（組立式店舗等に係る営業の譲受けにあつては、同表に定める更新申請手数料の額の50パーセントに相当

する額)とする。

- 4 食品衛生の営業に係る証明を受けようとする者は、1件につき500円の手数料を納付しなければならない。
 - 5 市長は、特別の理由があると認めるときは、前各項の規定による手数料を減額し、又は免除することができる。
 - 6 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
- 別表を次のように改める。

(次のよう 別記)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年6月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第1条の規定は、同年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の第2条第4項の規定は、第1条の規定の施行の日以後になされる申請に係る手数料について適用し、同日前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の堺市食品衛生法施行条例(以下「新条例」という。)第3条第1項から第3項までの規定は、施行日以後に営業を開始する許可に係る申請の手数料について適用し、施行日前に営業を開始した許可に係る申請の手数料については、なお従前の例による。
- 4 新条例第3条第4項の規定は、施行日以後になされる申請に係る手数料について適用し、施行日前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 5 この条例の施行の際、現に交付されている営業許可(食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号。以下「改正法」という。)第2条の規定による改正前の食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項の許可をいう。以下同じ。)に係る許可証で現に効力を有するものは、新条例第2条第1項の規定により交付された許可証とみなす。
- 6 この条例の施行の際、現に営業許可を受けている者であって、引き続き当該営業許可に係る営業を行っているものが、施行日以後最初に行う改正法第2条の規定による改正後の食品衛生法第55条第1項の許可に係る申請の手数料の額は、新条例別表に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ同表に定める更新申請手数料の額とする。

別表（第3条関係）

区分		単位	金額	
1	飲食店営業	1件	新規申請手数料	16,000円
			更新申請手数料	12,800円
2	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	1件	新規申請手数料	9,600円
			更新申請手数料	7,600円
3	食肉販売業	1件	新規申請手数料	9,600円
			更新申請手数料	7,600円
4	魚介類販売業	1件	新規申請手数料	9,600円
			更新申請手数料	7,600円
5	魚介類競り売り営業	1件	新規申請手数料	21,000円
			更新申請手数料	16,800円
6	集乳業	1件	新規申請手数料	9,600円
			更新申請手数料	7,600円
7	乳処理業	1件	新規申請手数料	21,000円
			更新申請手数料	16,800円
8	特別牛乳搾取処理業	1件	新規申請手数料	21,000円
			更新申請手数料	16,800円
9	食肉処理業	1件	新規申請手数料	21,000円
			更新申請手数料	16,800円
10	食品の放射線照射業	1件	新規申請手数料	21,000円
			更新申請手数料	16,800円
11	菓子製造業	1件	新規申請手数料	14,000円
			更新申請手数料	11,200円
12	アイスクリーム類製造業	1件	新規申請手数料	14,000円
			更新申請手数料	11,200円
13	乳製品製造業	1件	新規申請手数料	21,000円
			更新申請手数料	16,800円
14	清涼飲料水製造業	1件	新規申請手数料	21,000円
			更新申請手数料	16,800円
15	食肉製品製造業	1件	新規申請手数料	21,000円
			更新申請手数料	16,800円
16	水産製品製造業	1件	新規申請手数料	16,000円
			更新申請手数料	12,800円

17	氷雪製造業	1件	新規申請手数料 更新申請手数料	21,000円 16,800円
18	液卵製造業	1件	新規申請手数料 更新申請手数料	21,000円 16,800円
19	食用油脂製造業	1件	新規申請手数料 更新申請手数料	21,000円 16,800円
20	みそ又はしょうゆ製造業	1件	新規申請手数料 更新申請手数料	16,000円 12,800円
21	酒類製造業	1件	新規申請手数料 更新申請手数料	16,000円 12,800円
22	豆腐製造業	1件	新規申請手数料 更新申請手数料	14,000円 11,200円
23	納豆製造業	1件	新規申請手数料 更新申請手数料	14,000円 11,200円
24	麺類製造業	1件	新規申請手数料 更新申請手数料	14,000円 11,200円
25	そうざい製造業	1件	新規申請手数料 更新申請手数料	21,000円 16,800円
26	複合型そうざい製造業	1件	新規申請手数料 更新申請手数料	21,000円 16,800円
27	冷凍食品製造業	1件	新規申請手数料 更新申請手数料	21,000円 16,800円
28	複合型冷凍食品製造業	1件	新規申請手数料 更新申請手数料	21,000円 16,800円
29	漬物製造業	1件	新規申請手数料 更新申請手数料	14,000円 11,200円
30	密封包装食品製造業	1件	新規申請手数料 更新申請手数料	21,000円 16,800円
31	食品の小分け業	1件	新規申請手数料 更新申請手数料	14,000円 11,200円
32	添加物製造業	1件	新規申請手数料 更新申請手数料	21,000円 16,800円

堺市食品衛生法施行条例の一部改正について

1 改正の趣旨

食品衛生法（昭和22年法律第233号）、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）及び食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）の一部改正に伴う所要の改正等を行うものであること。

2 施行期日

令和3年6月1日から施行するものであること。ただし、第1条の規定は、同年1月1日から施行するものであること。

堺市立幼保連携型認定こども園条例の一部を 改正する条例

堺市立幼保連携型認定こども園条例（平成28年条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表堺市立福泉中央こども園の項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

堺市立幼保連携型認定こども園条例の 一部改正について

1 改正の趣旨

0歳児から5歳児までの一貫した教育及び保育の提供等による子育て支援の充実並びに医療的ケアを必要とする子どもに対する療育及び保育の提供による一体的な支援を図るため、堺市立福泉中央こども園を廃止し、当該こども園の所在地において、社会福祉法人が設置及び運営を行う障害児通所支援事業所を併設する幼保連携型認定こども園の整備及び開園を進めることとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

令和4年4月1日から施行するものであること。

堺市道路占用料条例等の一部を改正する条例

(堺市道路占用料条例の一部改正)

第1条 堺市道路占用料条例(昭和28年条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表中表の部分の部分を次のように改める。

占用物件		単位	占用料
法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1年	1,500円
	第2種電柱		2,400円
	第3種電柱		3,200円
	第1種電話柱		1,400円
	第2種電話柱		2,200円
	第3種電話柱		3,000円
	その他柱類		140円
	共架電線その他上空に設ける 線類	長さ1メートルにつき1年	14円
	地下に設ける電線その他の線 類		8円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,400円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルに つき1年	830円
	変圧塔その他これに類するも の及び公衆電話所	1個につき1年	2,800円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1,200円
広告塔	表示面積1平方メートルに つき1年	3,700円	
その他のもの	占用面積1平方メートルに つき1年	2,800円	
法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満 のもの	長さ1メートルにつき1年	58円
	外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		83円

	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの			120円
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの			170円
	外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの			250円
	外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの			330円
	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの			580円
	外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの			830円
	外径が1メートル以上のもの			1,700円
	その他のもの	占有面積1平方メートルに つき1年		830円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占有面積1平方メートルに つき1年		2,800円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.005を 乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を 乗じて得た額
		階数が3以上の もの		Aに0.01を乗 じて得た額
	上空に設ける通路			1,800円
	地下に設ける通路			1,100円
	その他のもの			2,800円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルに つき1日	37円
	その他のもの		占有面積1平方メートルに つき1月	370円
道路法施行令 (昭和27年 政令第479 号。以下「令」 という。)第7 条第1号に掲 げる物件	看板(アー チであるも のを除く。)	一時的に設け るもの	表示面積1平方メートルに つき1月	370円
		その他のもの	表示面積1平方メートルに つき1年	3,700円
	標識		1本につき1年	2,200円
	旗ざお	祭礼、縁日等 の際し、一時	1本につき1日	37円

		的に設けるもの		
		その他のもの	1本につき1月	370円
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	37円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	370円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	3,700円
		その他のもの		1,800円
令第7条第2号に掲げる発電設備			占用面積1平方メートルにつき1年	2,800円
令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	370円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				280円
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.011を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額		
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.011を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.008を乗じて得た額	
令第7条第10号に掲げる	建築物		Aに0.023を乗じて得た額	

施設及び自動車駐車場	その他のもの	Aに0.008を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.011を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	Aに0.011を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額

(堺市準用河川占用料条例の一部改正)

第2条 堺市準用河川占用料条例(平成12年条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表中「84円」を「83円」に、「130円」を「120円」に、「340円」を「330円」に、「840円」を「830円」に、「664,400円」を「676,700円」に改める。

(堺市法定外公共物管理条例の一部改正)

第3条 堺市法定外公共物管理条例(平成16年条例第51号)の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

区分	単位	使用料
電柱及び電話柱	1本につき1年	2,400円
その他の柱類		140円
共架電線その他の線類	長さ1メートルにつき1年	14円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	2,800円
郵便差出箱及び信書便差出箱		1,200円
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する施設	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年 83円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	120円

	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		170円
	外径が0.2メートル以上0.4 メートル未満のもの		330円
	外径が0.4メートル以上1メ ートル未満のもの		830円
	外径が1メートル以上のもの		1,700円
	その他のもの	使用面積1平方 メートルにつき 1年	830円
工事中板囲、足場その他の工事中施設		使用面積1平方 メートルにつき 1月	370円
橋梁、栈橋、上屋その他これらに類する工作物		使用面積1平方 メートルにつき 1年	360円
その他のもの			2,800円

(堺市公園条例の一部改正)

第4条 堺市公園条例(昭和35年条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表第2中表の部分の部分を次のように改める。

種別			単位	金額	
占 用 料	法第7条 第1項第 1号に掲 げるもの	電柱、電話柱及び 支線柱	第1種電柱	1本につき1年	1,500円
			第2種電柱		2,400円
			第3種電柱		3,200円
			第1種電話柱		1,400円
			第2種電話柱		2,200円
			第3種電話柱		3,000円
		共架電線その他上空に設ける線 類	長さ1メートルにつ き1年	14円	
変圧塔その他これに類するもの	占有面積1平方メー トルにつき1年	2,800円			
	1個につき1年	2,800円			
法第7条 第1項第 2号に掲 げるもの	管 路	外径0.07メートル未満 のもの	長さ1メートルにつ き1年	58円	
		外径0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		83円	
		外径0.1メートル以上0. 15メートル未満のもの		120円	
		外径0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		170円	

	外径0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		250円
	外径0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		330円
	外径0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		580円
	外径0.7メートル以上1.0メートル未満のもの		830円
	外径1.0メートル以上のもの		1,700円
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	1,700円
	法第7条第1項第3号に掲げるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	1,100円
法第7条第1項第4号に掲げるもの	郵便差出箱及び信書差出箱	1個につき1年	1,200円
	公衆電話所		2,800円
	法第7条第2項に掲げるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	2,400円
	令第12条第1項第1号に掲げるもの		1,100円
	令第12条第1項第2号に掲げるもの		1,600円
	令第12条第2項第1号に掲げるもの	1本につき1年	2,200円
	令第12条第2項第1号の2及び第1号の3に掲げるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	2,800円
	令第12条第2項第2号、第2号の2及び第2号の3に掲げるもの		2,800円
	令第12条第2項第3号及び第4号に掲げるもの		1,800円
	令第12条第2項第5号及び第6号に掲げるもの		2,800円
	令第12条第2項第7号及び第8号に掲げるもの	占有面積1平方メートルにつき1月	600円
	その他の占有		130円
使用料	露天営業その他これに類する目的での使用	使用面積1平方メートルにつき1日	100円
	広告宣伝又は放送の目的での使用		400円
	業として撮影の目的での使用	1回(2時間以内)につき	7,700円
	競技会、展示会、博覧会その他これらに類する目的での使用	使用面積10平方メートルにつき1日	23円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の堺市道路占用料条例（以下「新条例」という。）及び堺市準用河川占用料条例の別表の規定は、施行日以後の占用期間に係る占用料について適用し、施行日前の占用期間に係る占用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に占用が始まり、施行日以後も引き続き占用している物件で、その占用期間が1年以内のものに係る占用料については、なお従前の例による。
- 4 この条例による改正後の堺市法定外公共物管理条例の別表の規定は、施行日以後の使用期間に係る使用料について適用し、施行日前の使用期間に係る使用料については、なお従前の例による。
- 5 前項の規定にかかわらず、施行日前に使用が始まり、施行日以後も引き続き使用している物件で、その使用期間が1年以内のものに係る使用料については、なお従前の例による。
- 6 この条例による改正後の堺市公園条例の別表第2の規定は、施行日以後の使用許可又は占用許可の期間（以下「使用許可等期間」という。）に係る使用料又は占用料（以下「使用料等」という。）について適用し、施行日前の使用許可等期間に係る使用料等については、なお従前の例による。
- 7 前項の規定にかかわらず、施行日前に使用又は占用が始まり、施行日以後も引き続き使用し、又は占用している物件で、その使用許可等期間が1年以内のものに係る使用料等については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 8 この条例の施行の際、現に道路占用者である電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者（同項第3号に規定する小売電気事業者を除く。）、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第12項に規定するガス事業者（同条第3項に規定するガス小売事業者を除く。）及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が設ける占用物件に係る令和3年度以降の各年度の占用料の額は、占用料の支払業務を行っている事業所ごとに算出した占用料の額が前年度の占用料の額に1.2を乗じて得た額（次項において「調整占用料額」という。）を超える場合には、新条例の別表の規定にかかわらず、当該調整占用料額とする。
- 9 この条例の施行の際、現に道路占用者である者（前項に掲げる者を除く。）の占用物件に

係る令和3年度以降の各年度の占用料の額は、占用物件ごとに算出した占用料の額が調整占用料額を超える場合には、新条例の別表の規定にかかわらず、当該調整占用料額とする。

堺市道路占用料条例等の一部改正について

1 改正の趣旨

本市の地価の変動等に鑑み、本市における道路及び河川に係る占用料、法定外公共物に係る使用料並びに公園に係る使用料又は占用料について、その額の改定を行うこととし、次に掲げる条例について所要の改正を行うものであること。

- (1) 堺市道路占用料条例（昭和28年条例第9号）
- (2) 堺市準用河川占用料条例（平成12年条例第25号）
- (3) 堺市法定外公共物管理条例（平成16年条例第51号）
- (4) 堺市公園条例（昭和35年条例第18号）

2 施行期日

令和3年4月1日から施行するものであること。

堺市道路の構造の技術的基準を定める条例の 一部を改正する条例

堺市道路の構造の技術的基準を定める条例（平成24年条例第73号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第5項本文中「の車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第5条第2項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第6条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項から第11項までを1項ずつ繰り上げ、同条第12項中「第5項」を「第4項」に改め、同項を同条第11項とする。

第7条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第7条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第9条第1項中「又は第4種の道路」を「（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）又は第4種（第3級及び第4級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が

1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「道路（）」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（）」に改める。

第10条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第11条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第31条第3号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第40条中「第7項まで、第10項及び第12項」を「第6項まで、第9項及び第11項」に改め、「第7条第1項」の次に「、第9条第1項及び第2項」を加える。

第41条第1項中「第7条」の次に「、第7条の2第3項」を加え、同条第2項中「第4条第3項から第5項」を「第4条第4項から第6項」に改め、「第7条」の次に「、第7条の2第3項」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に新設又は改築の工事中の第3種又は第4種の府道及び市道については、この条例による改正後の第7条の2並びに第9条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

堺市道路の構造の技術的基準を定める条例の 一部改正について

1 改正の趣旨

道路構造令(昭和45年政令第320号)の一部改正を踏まえ、同令で定める基準を参酌して定める本市が管理する府道及び市道に係る構造の技術的基準について見直しを行うこととし、所要の改正等を行うものであること。

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

大阪狭山市の消防事務を受託することに伴う 関係条例の整備に関する条例

(堺市職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 堺市職員の分限に関する条例(昭和27年条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(大阪狭山市の消防事務の受託に伴う経過措置)

- 4 令和3年4月1日前に大阪狭山市の職員であった者で、引き続き同日に本市の職員となったものについて職員の分限に関する条例(昭和27年大阪狭山市条例第27号)の規定によりなされていた分限の処分及びその手続等については、この条例の相当規定によりなされた分限の処分及びその手続等とみなす。

(堺市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 堺市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和27年条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(大阪狭山市の消防事務の受託に伴う経過措置)

- 4 令和3年4月1日前に大阪狭山市の職員であった者で、引き続き同日に本市の職員となったものについて職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和27年大阪狭山市条例第26号)の規定によりなされていた懲戒の処分及びその手続等については、この条例の相当規定によりなされた懲戒の処分及びその手続等とみなす。

(堺市職員定数条例の一部改正)

第3条 堺市職員定数条例(昭和29年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「933人」を「1,008人」に改める。

(堺市職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 堺市職員の給与に関する条例(昭和29年条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び6項を加える。

(大阪狭山市の消防事務の受託に伴う経過措置)

- 35 令和3年4月1日前に大阪狭山市の職員であった者で、引き続き同日に本市の職員となったもの(以下「旧大阪狭山市職員」という。)に係るこの条例に規定する職務の

級及び号給又は給料月額並びにこれらの適用を受ける期間（次項において「職務の級等」という。）については、市長が定めるところにより決定するものとする。

36 前項の規定により決定された旧大阪狭山市職員の職務の級等が、令和3年4月1日現在において、他の職員との均衡を失っていると認められるときは、市長は、当該職務の級等について調整をすることができる。

37 旧大阪狭山市職員に係る第12条の規定の適用については、旧大阪狭山市職員が令和3年4月1日前に大阪狭山市において休職にされていた期間を同日以後に休職にされた期間に通算するものとする。

38 旧大阪狭山市職員については、大阪狭山市における職員としての在職期間を本市の職員としての在職期間とみなして第6条、第23条及び第24条の規定を適用する。

39 旧大阪狭山市職員について、令和3年4月1日前において一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年大阪狭山市条例第10号）その他の条例の規定により給与を減額すべき事由が生じていた場合は、一般職の職員の給与に関する条例その他の条例の規定により減額すべき給与の額をこの条例の規定により減額すべき給与の額とみなして減額するものとする。

40 附則第35項から前項までに定めるもののほか、旧大阪狭山市職員の給与の支給について必要な経過措置は、市長が定める。

（堺市職員退職手当支給条例の一部改正）

第5条 堺市職員退職手当支給条例（昭和31年条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（大阪狭山市の消防事務の受託に伴う経過措置）

13 令和3年4月1日前に大阪狭山市の職員であった者で、引き続き同日に本市の職員となったものに対するこの条例の適用については、大阪狭山市における職員としての在職期間及び職員の退職手当に関する条例（昭和44年大阪狭山市条例第16号）第7条の規定により同市の職員としての在職期間とみなされていた期間を、本市の職員としての在職期間とみなす。

（堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

第6条 堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（大阪狭山市の消防事務の受託に伴う経過措置）

9 令和3年4月1日前に大阪狭山市の職員であった者で、引き続き同日に本市の職員と

なったもの（次項において「旧大阪狭山市職員」という。）について職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年大阪狭山市条例第2号。次項において「大阪狭山市条例」という。）の規定によりなされていた同日以後の休暇に係る承認その他の行為については、この条例の相当規定によりなされた休暇に係る承認その他の行為とみなす。

10 令和3年4月1日前に旧大阪狭山市職員が大阪狭山市条例第12条第1項の規定により付与された令和2年度の年次有給休暇の残日数を有していた場合における当該残日数に相当する年次有給休暇については、第9条第2項の規定により繰り越された年次有給休暇とみなす。

（堺市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第7条 堺市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（大阪狭山市の消防事務の受託に伴う経過措置）

7 令和3年4月1日前に大阪狭山市の職員であった者で、引き続き同日に本市の職員となったものについて職員の育児休業等に関する条例（平成4年大阪狭山市条例第5号）の規定によりなされていた育児休業及び部分休業に係る承認等については、この条例の相当規定によりなされた育児休業及び部分休業に係る承認等とみなす。この場合において、同日前にその者が大阪狭山市の職員として勤務した期間は、本市において勤務した期間とみなして第7条の規定を適用する。

（堺市職員の再任用に関する条例の一部改正）

第8条 堺市職員の再任用に関する条例（平成13年条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（大阪狭山市の消防事務の受託に伴う経過措置）

第9条 令和3年4月1日前に大阪狭山市の職員であった者で、引き続き同日に本市の職員となったものについては、大阪狭山市の職員としての勤続期間を本市の職員としての勤続期間とみなして第2条の規定を適用する。

（堺市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正）

第9条 堺市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（平成20年条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

堺市大阪狭山消防署	大阪狭山市狭山1丁目2384番地の1	大阪狭山市の区域
-----------	--------------------	----------

（堺市火災予防条例の一部改正）

第10条 堺市火災予防条例（平成20年条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び8項を加える。

（大阪狭山市の消防事務の受託に伴う経過措置）

- 9 令和3年4月1日前に旧大阪狭山市火災予防条例（昭和37年大阪狭山市条例第8号。以下「旧大阪狭山市条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 10 令和3年3月31日において、旧大阪狭山市条例及び旧大阪狭山市条例の一部を改正する条例の附則中経過措置に関する規定の適用を受けている法律関係は、この条例により生じたものとみなす。この場合において、同規定中に適用を留保し、又は除外するものとして引用されている旧大阪狭山市条例の規定は、この条例の相当規定に読み替えるものとする。
- 11 令和3年3月31日において、旧大阪狭山市条例の規定に基づき現に設置されている熱風炉、液体燃料若しくは気体燃料を使用する炉、厨房設備、変電設備、気体燃料を使用する器具、少量危険物若しくは可燃性液体類等を貯蔵し、若しくは取り扱うタンク（以下「炉等」という。）又は大阪狭山市の区域内において現に設置の工事中である炉等のうち、この条例の規定に適合しないものに係る位置、構造等の基準については、なお旧大阪狭山市条例の例による。
- 12 令和3年3月31日に、大阪狭山市の区域内において、現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分については、第5章の規定は、適用しない。ただし、当該防火対象物又はその部分について、令和3年4月1日以後に法第17条の2の5第2項第2号の政令で定める増築、改築又は大規模の修繕若しくは模様替えを行う場合は、この限りでない。
- 13 令和3年3月31日に、大阪狭山市の区域内において、現に存する劇場等又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の劇場等のうち、第73条の規定に適合しないものに係る客席の基準については、なお旧大阪狭山市条例の例による。
- 14 令和3年4月1日前に、大阪狭山市の区域内において現に第90条に規定する核燃料物質等を業務として貯蔵し、又は取り扱っている者であって、引き続き同日以後に当該核燃料物質等を業務として貯蔵し、又は取り扱うものは、同日以後速やかにその旨を消防署長に届け出なければならない。
- 15 令和3年3月31日に、大阪狭山市の区域内において現に行われている第91条第1項又は第2項の工事については、同条第1項又は第2項の規定により届け出たものとみなす。

1.6 令和3年4月1日前にした旧大阪狭山市条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお旧大阪狭山市条例の例による。

(堺市消防賞じゅつ金条例の一部改正)

第11条 堺市消防賞じゅつ金条例(平成20年条例第31号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(大阪狭山市の消防事務の受託に伴う経過措置)

3 令和3年4月1日前に大阪狭山市の職員であった者で、引き続き同日に本市の職員となったもののうち、同日前に発生した旧大阪狭山市消防賞じゅつ金支給条例(昭和49年大阪狭山市条例第10号)に基づく賞じゅつ金の支給の対象となる事故について同日前に同条例の規定による賞じゅつ金が授与されていないものについては、同条例の例により賞じゅつ金を授与するものとする。

(堺市消防手数料条例の一部改正)

第12条 堺市消防手数料条例(平成20年条例第35号)の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(大阪狭山市の消防事務の受託に伴う経過措置)

3 令和3年4月1日前に旧大阪狭山市消防手数料条例(平成12年大阪狭山市条例第11号。次項において「旧大阪狭山市条例」という。)の規定により納付された手数料の還付については、この条例の相当規定により手数料が納付されたものとみなして、第4条の規定を適用する。

4 令和3年4月1日前にした旧大阪狭山市条例第5条の規定の適用を受ける行為に対する罰則の適用については、なお旧大阪狭山市条例の例による。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

大阪狭山市の消防事務を受託することに伴う 関係条例の整備に関する条例の制定について

1 制定の趣旨及び内容

大阪狭山市の消防事務を本市が受託することに伴い、次に掲げる条例について、消防職員の定数、分限、懲戒、給与等に係る取扱い又は消防署の設置、火災予防に係る基準、手数料等に関する所要の改正を行うこととし、本条例を制定するものであること。

- (1) 堺市職員の分限に関する条例（昭和27年条例第12号）
- (2) 堺市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和27年条例第13号）
- (3) 堺市職員定数条例（昭和29年条例第3号）
- (4) 堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号）
- (5) 堺市職員退職手当支給条例（昭和31年条例第18号）
- (6) 堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年条例第18号）
- (7) 堺市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）
- (8) 堺市職員の再任用に関する条例（平成13年条例第3号）
- (9) 堺市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（平成20年条例第23号）
- (10) 堺市火災予防条例（平成20年条例第25号）
- (11) 堺市消防賞じゅつ金条例（平成20年条例第31号）
- (12) 堺市消防手数料条例（平成20年条例第35号）

2 施行期日

令和3年4月1日から施行するものであること。

堺市基金条例の一部を改正する条例

堺市基金条例（平成26年条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表山口奨学基金の項及び播野奨学基金の項を削り、同表堺市奨学基金の項を次のように改める。

堺市奨学等基金	山口奨学基金、播野奨学基金、中堀奨学基金、我堂奨学基金、濱口奨学基金等を基に、奨学金の交付その他の高等学校の生徒等に係る修学に資する事業に要する資金に充てるため
---------	--

別表堺市障害者奨学基金の項から濱口奨学基金の項までを削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市基金条例の一部改正について

1 改正の趣旨

今後、より一層厳しい財政状況となることを見込まれる中、安定的な財政運営を行う上で必要となる財源を確保するとともに、類似する基金の整理統合を行うため、基金について見直しを行うこととし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

堺市立学校設置条例の一部を改正する条例

第1条 堺市立学校設置条例（昭和39年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表の1の項の表堺市立第一幼稚園の項を削る。

第2条 堺市立学校設置条例の一部を次のように改正する。

別表の1の項の表堺市立八田庄幼稚園の項、堺市立東陶器幼稚園の項、堺市立登美丘東幼稚園の項及び堺市立北八下幼稚園の項を削る。

附 則

この条例中第1条の規定は令和3年4月1日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

堺市立学校設置条例の一部改正について

1 改正の趣旨

堺市幼児教育基本方針（令和2年改定版）に基づき、幼児教育の推進体制の充実に向け、公立の教育・保育施設の研究実践機能の強化を図ることを目的に公立幼稚園の再構築を行うため、研究実践園として選定した4園を除く公立幼稚園について、次のとおり廃止することとし、所要の改正を行うものであること。

(1) 堺市立第一幼稚園を廃止するもの

(2) 堺市立八田荘幼稚園、堺市立東陶器幼稚園、堺市立登美丘東幼稚園及び堺市立北八下幼稚園を廃止するもの

2 施行期日

1 (1)に係る改正規定は令和3年4月1日から、1 (2)に係る改正規定は令和5年4月1日から施行するものであること。

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 高層館昇降機設備改修工事
- 2 工事概要 主要改修 取付機器
機械室：巻上機、巻上モーター、制御盤等取替
昇降路：メインロープ、制御ケーブル、終点スイッチ等取替
かご室：正副かご操作盤（階床表示付）、着床装置、はかり装置等取替
乗り場：乗り場ボタン取替、ホールランタン内部照明LED化等
- 3 契約の相手方 大阪市北区天満橋 1 丁目 8 番 30 号
三菱電機ビルテクノサービス株式会社 関西支社
取締役関西支社長 岩村 竜也
- 4 契約金額 473,000,000円
うち取引に係る消費税額等 43,000,000円
- 5 仮契約の日 令和 2 年 10 月 7 日

工事請負契約の締結について

- 1 契約の締結方法 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による）
- 2 工事期間 議会の議決を経た翌日から
令和5年3月15日まで

工事(業務)名

高層館昇降機設備改修工事



付近見取図

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 万崎建替公営住宅第一期建設工事（第1工区）
- 2 工事概要 公営住宅建設工事
住棟新築 鉄筋コンクリート造地上7階建 延べ面積 9,048.01㎡
ごみ置場新築 鉄骨造平屋建 2棟 延べ面積 55.93㎡
自転車置場新築 鉄骨造平屋建 25棟 延べ面積 309.28㎡
バイク置場新築 鉄骨造平屋建 4棟 延べ面積 69.44㎡
屋外附帯
昇降機設備工事
- 3 契約の相手方 堺市堺区永代町5丁1番10号
木綿麻・麦島・源建設工事共同企業体
代表構成員 株式会社木綿麻建設
代表取締役 中東 栄
他の構成員 株式会社麦島建設 大阪営業所
所長 河上 憲司
他の構成員 株式会社源建設工業
代表取締役 中東 博子
- 4 契約金額 2,172,060,000円
うち取引に係る消費税額等 197,460,000円
- 5 仮契約の日 令和2年10月26日

工事請負契約の締結について

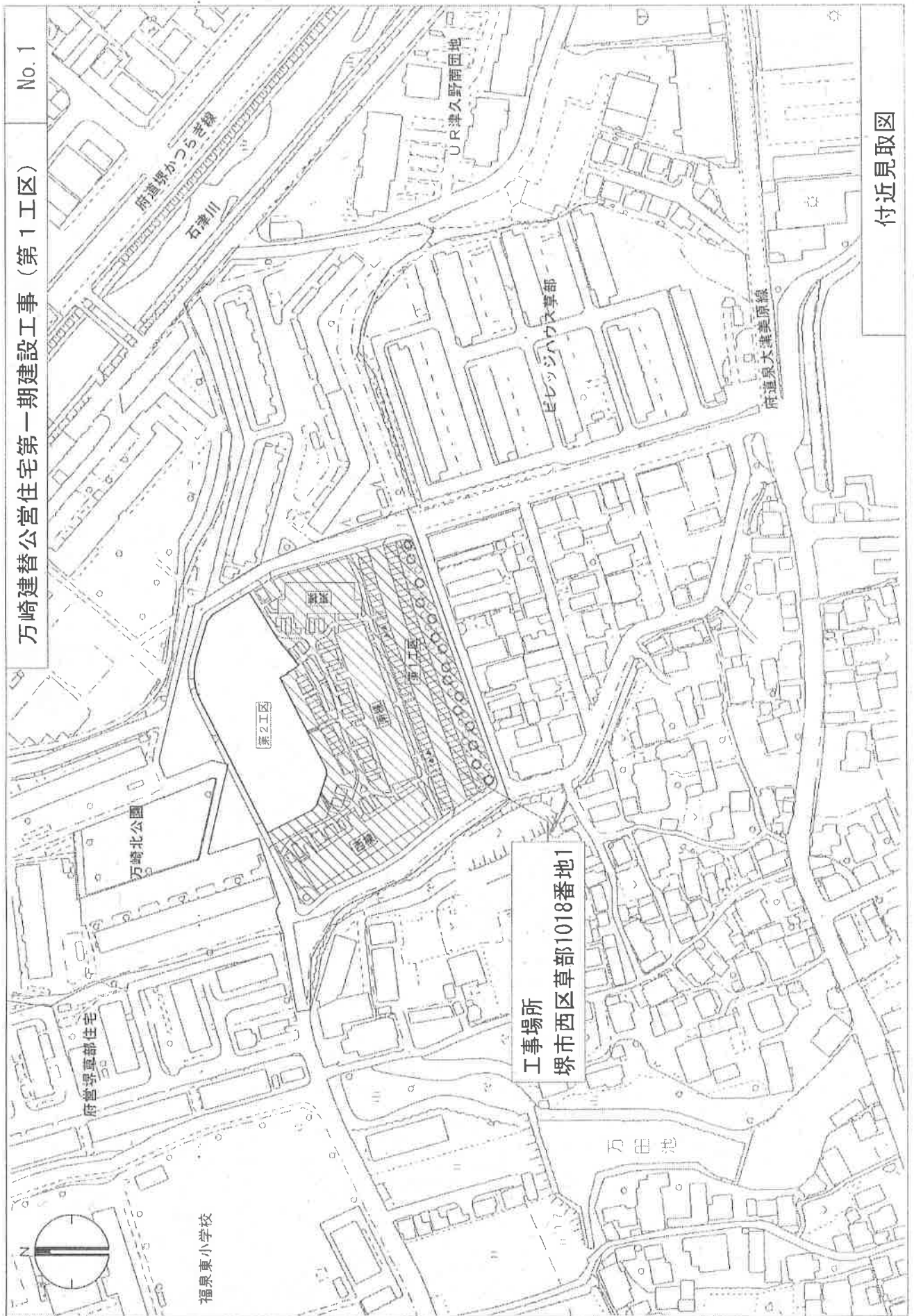
- 1 契約の締結方法 一般競争入札（特定調達契約対象）
- 2 工事期間 議会の議決を経た翌日から
令和4年12月15日まで
- 3 入札執行日時 令和2年10月5日 午後2時00分
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

(単位 円)

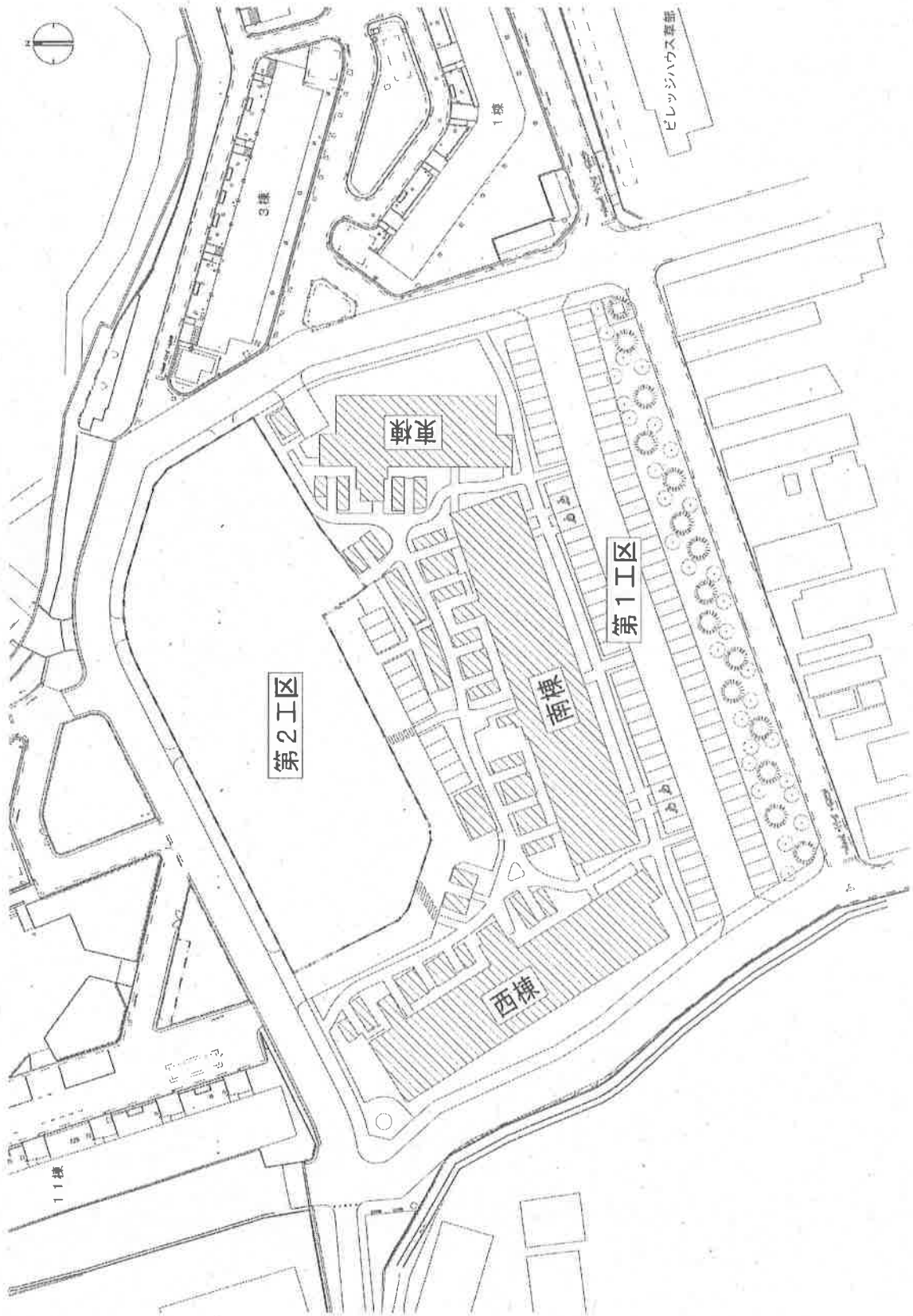
参加者	経過	第1回	備考
木綿麻・麦島・源 建設工事共同企業体		1,974,600,000	落札（低入札価格調査の結果）
シマ杉本・照建 建設工事共同企業体		2,020,000,000	
大容・日野・町田 建設工事共同企業体		2,057,200,000	
大末・丸末・森田 建設工事共同企業体		2,074,000,000	
大鉄・隆栄・愛光 建設工事共同企業体		2,192,800,000	
栗本・大森・オオイ 建設工事共同企業体		2,198,000,000	
淺沼組・堺土建・大井建設 建設工事共同企業体		2,355,000,000	

(備考) 予定価格 2,357,811,000 円、調査基準価格 2,185,100,000 円

上記金額は入札書記載金額であり、当該金額の10%に相当する額（消費税額等）を加算した金額が契約金額になる。



付近見取図



配置図

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 万崎建替公営住宅第一期建設工事（第1工区）に伴う給排水衛生設備工事
- 2 工事概要 本工事の対象建築工事 万崎建替公営住宅第一期建設工事（第1工区）
建替公営住宅第一期建設工事（第1工区）に伴う給排水衛生設備工事
（工事種目）
換気設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備
- 3 契約の相手方 大阪市北区南森町2丁目4番32号
柳生・阪和建設工事共同企業体
代表構成員 柳生設備株式会社
代表取締役 福地 文雄
他の構成員 阪和水道株式会社
代表取締役 松本 浩司
- 4 契約金額 402,600,000円
うち取引に係る消費税額等 36,600,000円
- 5 仮契約の日 令和2年10月27日

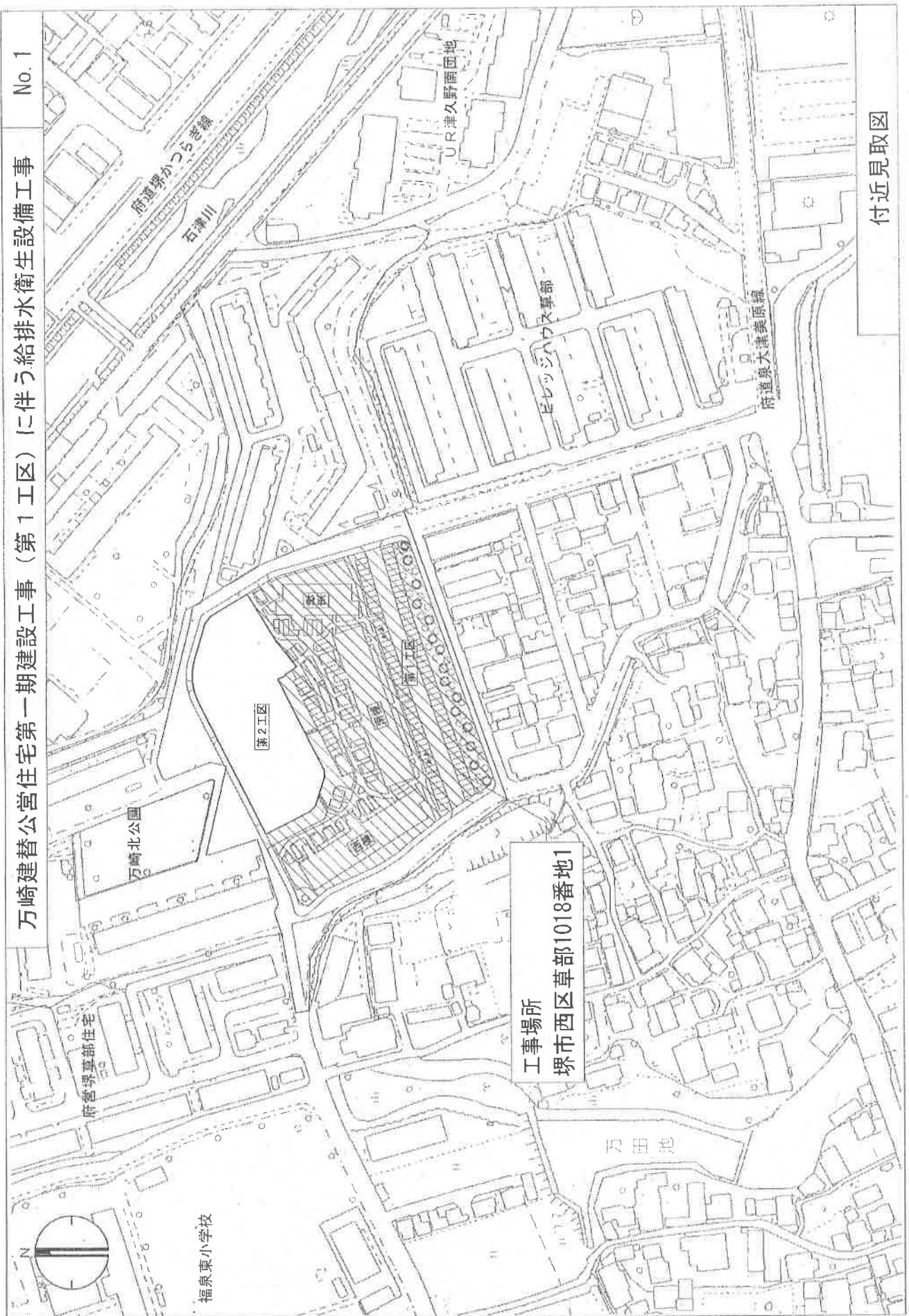
工事請負契約の締結について

- 1 契約の締結方法 総合評価一般競争入札
(地方自治法施行令第167条の10の2第2項による)
- 2 工事期間 議会の議決を経た翌日から
令和4年12月15日まで
- 3 入札執行日時 令和2年10月6日 午前10時00分
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

参加者	経過	技術 評価点	第1回入札金額 (単位 円)	評価値	備考
泉陽・新冷熱 建設工事共同企業体		105.5	312,000,000	33.814	工事費内訳書確認の 結果、落札者としな い
柳生・阪和 建設工事共同企業体		107.4	366,000,000	29.344	落札
美和・佐藤 建設工事共同企業体		107.8	393,000,000	27.43	

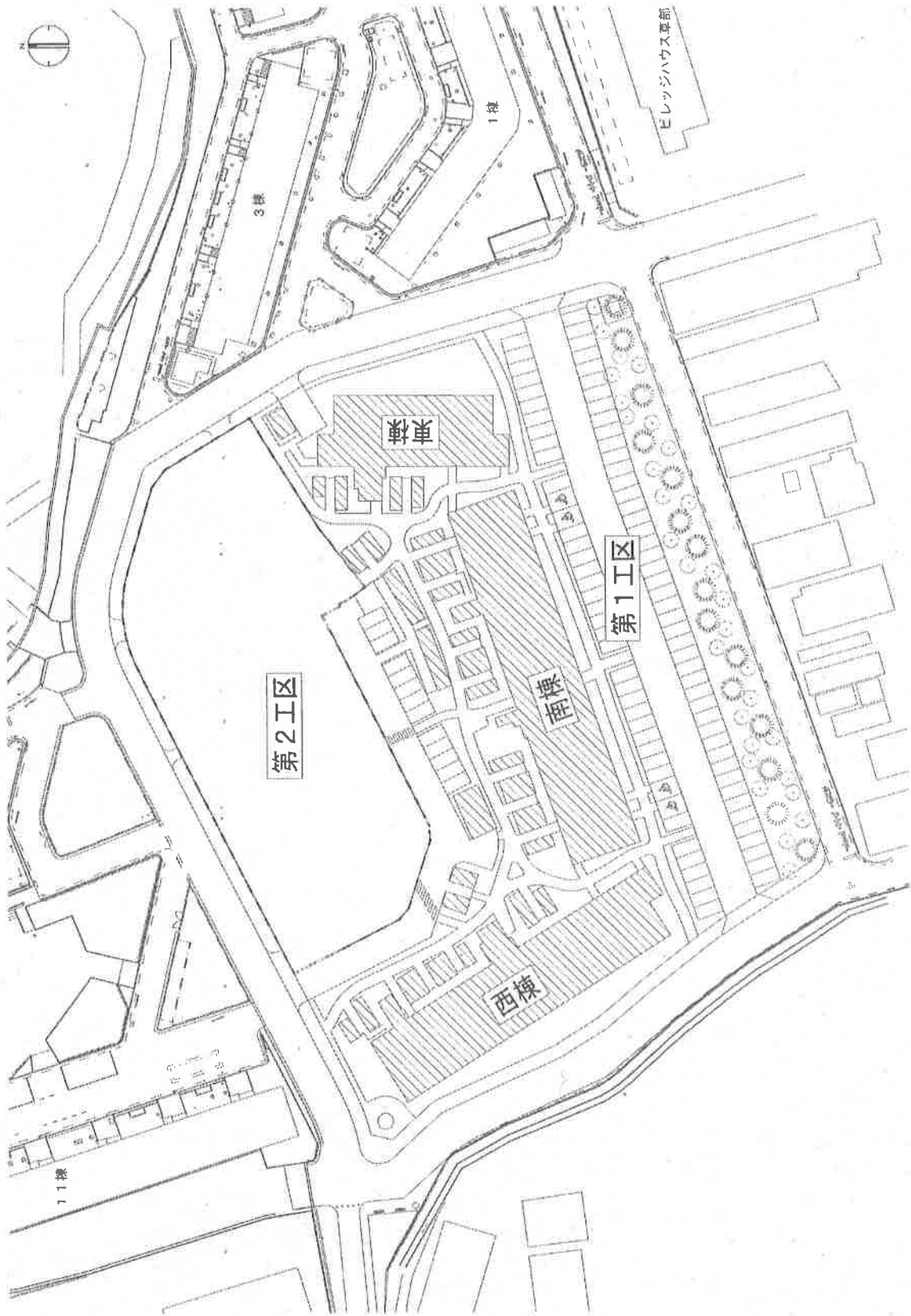
(備考) 予定価格 368,033,000 円、調査基準価格 339,065,000 円

上記金額は入札書記載金額であり、当該金額の10%に相当する額(消費税額等)を加算した金額が契約金額になる。



工事場所
堺市西区草部1018番地1

付近見取図



配置図

工事請負契約の変更について

次のとおり工事請負契約の内容を一部変更する。

- 1 契約の目的 上神谷高架橋耐震対策ほか工事
- 2 契約の相手方 大阪府堺市堺区甲斐町東4丁2番20号
五大・松尾建設工事共同企業体
代表構成員 株式会社五大コーポレーション
代表取締役 金戸 修藏
他の構成員 株式会社松尾組
代表取締役 松尾 啓一
- 3 契約金額 変更前 522,170,000 円
うち取引に係る消費税額等 47,470,000 円
変更後 585,634,500 円
うち取引に係る消費税額等 53,239,500 円
- 4 仮契約の日 令和2年10月23日

工事請負契約の変更について

1 変更する内容

	変更前	変更後
建設発生土処分	0 m ³	2,010 m ³
購入土	60 m ³	1,700 m ³

- 2 契約金額の変更 変更額(増) 63,464,500 円
うち取引に係る消費税額等 5,769,500 円

- 3 変更理由 当初、橋脚のコンクリート巻き立て補強を行うために、土留め内部の掘削を行い、掘削した土を埋め戻し材として再利用することを計画していたが、工事着手後、掘削した土の性状が水分を多く含む粘性土であったため、土質試験を行ったところ、埋め戻し材として再利用できない土であることが判明した。その結果、掘削した土を処分し、埋め戻し材を購入する必要が生じたため、増額となる。

以上のことから、増額変更を行うものである。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
堺市立初芝体育館	大阪府中央区北浜四丁目1番23号 (代表団体)	初芝スポーツチャレンジパートナーズ (代表団体)	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
堺市白鷺公園野球場	大阪府中央区北浜四丁目1番23号 (他の構成団体)	美津濃株式会社 (他の構成団体)	
堺市白鷺公園運動広場	堺市東区北野田1077	公益財団法人 堺市教育スポーツ振興事業団	
	大阪府中央区備後町一丁目7番10号	大林ファシリティーズ株式会社 大阪支店	

[根 拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立初芝体育館、堺市白鷺公園野球場、堺市白鷺公園運動広場（以下、これらを「堺市立初芝体育館等」という。）の指定管理者として初芝スポーツチャレンジパートナーズを指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名 称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
初芝スポーツチャレンジパートナーズ	令和 2 年 8 月 19 日	堺市立初芝体育館等の管理運営	堺市立初芝体育館等の管理運営を目的に設立された共同事業体である。	公募

3 選定の理由

堺市立体育館条例（昭和 60 年条例第 8 号）第 16 条第 1 項、堺市スポーツ施設条例（昭和 59 年条例第 9 号）第 15 条第 1 項及び堺市公園条例（昭和 35 年条例第 18 号）第 27 条第 1 項の規定によって公募を行い、応募のあった 2 団体について、堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会において堺市立体育館条例第 16 条第 3 項、堺市スポーツ施設条例第 15 条第 3 項及び堺市公園条例第 27 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、当該団体が最も高い評価を得た。

当該団体は、本市のスポーツ振興及び当施設の管理運営の考え方を十分に理解し、公共施設の事業実績、利用者サービスの向上、施設維持管理や非常時対策の考え方など管理運営能力を十分に有すると考えられ、条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市立初芝体育館等の設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

①大阪市中央区北浜四丁目1番23号

初芝スポーツチャレンジパートナーズ

(代表団体)

大阪市中央区北浜四丁目1番23号

美津濃株式会社

(他の構成団体)

堺市東区北野田1077

公益財団法人 堺市教育スポーツ振興事業団

大阪市中央区備後町一丁目7番10号

大林ファシリティーズ株式会社 大阪支店

②大阪市西区江戸堀一丁目2番11号

シンコースポーツ大阪株式会社

(2) 選定経過

令和2年7月6日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会
(選定基準等の審議)

令和2年10月7日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会
(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 堺市総務局行政部行政経営課総括参事役 (指定管理担当)

戸奈 章

委員 大阪体育大学准教授 徳山 友

委員 弁護士 永田 守

委員 公認会計士 西村 智子

委員 立命館大学講師 和田 由佳子

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	初芝ス ポーツ チャレ ンジパ ートナ ーズ	シンコ ースポ ーツ大 阪株式 会社
-------------	------	----	---------------------------------------	--------------------------------

<p>(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。(堺市立体育館条例第 16 条第 3 項第 1 号、堺市スポーツ施設条例第 15 条第 3 項第 1 号及び堺市公園条例第 27 条第 3 項第 1 号)</p>	<p>①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保</p>	40 点	31 点	29 点
<p>(2) 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎その他経営に関する能力を有すること。(堺市立体育館条例第 16 条第 3 項第 2 号、堺市スポーツ施設条例第 15 条第 3 項第 2 号及び堺市公園条例第 27 条第 3 項第 2 号)</p>	<p>①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績</p>	40 点	33 点	29 点
<p>(3) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。(堺市立体育館条例第 16 条第 3 項第 3 号、堺市スポーツ施設条例第 15 条第 3 項第 3 号及び堺市公園条例第 27 条第 3 項第 3 号)</p>	<p>①利用者・利用者ニーズの把握 ②個人情報の保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画</p>	40 点	32 点	28 点
<p>(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。(堺市立体育館条例第 16 条第 3 項第 4 号、堺市スポーツ施設条例第 15 条第 3 項第 4 号及び堺市公園条例第 27 条第 3 項第 4 号)</p>	<p>①休館（場）日、開館（場）時間の考え方 ②利用料金の考え方 ③人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ④苦情対応の考え方 ⑤非常時対策 ⑥施設設備・器具備品等の維持管理及び第三者への業務委</p>	80 点	60 点	56 点

	託に関する考え方 ⑦トレーニング機器等の調達・設置提案			
(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市立体育館条例第 16 条第 3 項第 5 号、堺市スポーツ施設条例第 15 条第 3 項第 5 号及び堺市公園条例第 27 条第 3 項第 5 号)	①目標設定 ②目標達成の方策 ③自主事業①の実施計画 ④自主事業②の実施計画	80 点	59 点	53 点
(6) 管理経費の縮減が図られること。(堺市立体育館条例第 16 条第 3 項第 6 号、堺市スポーツ施設条例第 15 条第 3 項第 6 号及び堺市公園条例第 27 条第 3 項第 6 号)	①経費削減の考え方と方法 ②管理運営にかかる収支計画 ③指定管理料の削減	56 点	34 点	39 点
(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市立体育館条例第 16 条第 3 項第 7 号、堺市スポーツ施設条例第 15 条第 3 項第 7 号及び堺市公園条例第 27 条第 3 項第 7 号)	①障害者等就職困難者の雇用の考え方 ②市内経済の活性化策 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題の取組み	40 点	29 点	28 点
	⑤市の施策に整合する取組実績等(障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント)	24 点	16 点	24 点
合計点		400 点	294 点	286 点

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立堺老人福祉センター 堺市立西老人福祉センター	堺市堺区協和町 3丁128番地11	社会福祉法人 堺中央共生会	令和3年4月1日から 令和7年3月31日まで

[根拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

- 1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立堺老人福祉センター及び堺市立西老人福祉センターの指定管理者として社会福祉法人堺中央共生会を指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
社会福祉法人 堺中央共生会	平成 10 年 6 月 12 日	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。	第一種社会福祉事業 ・特別養護老人ホーム 第二種社会福祉事業 ・老人短期入所事業 ・老人デイサービスセンター 等 指定管理者 ・堺市立堺老人福祉センター ・堺市立西老人福祉センター 受託事業 ・地域包括支援センター	公募

3 選定の理由

堺市立老人福祉センター条例（昭和 47 年条例第 18 号）第 12 条第 1 項の規定によって公募を行い、応募のあった当該団体について堺市健康福祉局指定管理者候補者選定委員会において同条例第 12 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、良好な評価を得た。

当該団体は、本施設の特性を十分に理解し、利用者の意思、人権を尊重したサービスの提供ができるものと認められ、またこれまでの実績から管理運営能力を十分に有すると考えられることなどから、条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市立老人福祉センターの設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

堺市堺区協和町3丁128番地11
社会福祉法人堺中央共生会

(2) 選定経過

令和2年7月7日 堺市健康福祉局指定管理者候補者選定委員会
(選定基準等の審議)

令和2年10月12日 堺市健康福祉局指定管理者候補者選定委員会
(書類審査・面接審査・候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 堺市総務局行政部行政経営課総括参事役 (指定管理担当)

初田 茂樹

委員 弁護士 東 奈央

委員 公認会計士 利根川 亮

委員 堺市老人クラブ連合会 東区老人クラブ連合会女性部会長

： 野村 和子

委員 関西大学 人間健康学部教授 狭間 香代子

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	社会福祉法人堺中央共生会
(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。(堺市立老人福祉センター条例第12条第3項第1号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	20点	14点
(2) 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。(堺市立老人福祉センター条例第12条第3項第2号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	40点	31点
(3) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。(堺市立老人福祉センター条例第12条第3項第3号)	①利用者の特性・ニーズの把握 ②個人情報保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④広報・モニタリング計画 ⑤高齢者、障害者等の利用への配慮、関係機関等との連携	80点	55点

(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。(堺市立老人福祉センター条例第12条第3項第4号)	①休館日、開館時間の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③苦情、要望への対応の考え方 ④施設、設備、器具備品の維持管理についての考え方 ⑤非常時対策	60点	44点
(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。(堺市立老人福祉センター条例第12条第3項第5号)	①目標設定 ②目標達成の方策 ③自主事業の実施計画	100点	67点
(6) 管理経費の縮減が図られること。(堺市立老人福祉センター条例第12条第3項第6号)	①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減	56点	30点
(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件(堺市立老人福祉センター条例第12条第3項第7号)	①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等	44点	31点
合計点		400点	272点

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立中老人福祉センター 堺市立八田荘老人ホーム	堺市堺区甲斐町西 2丁1番15号	社会福祉法人 南の風	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで

[根 拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

- 1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立中老人福祉センター及び堺市立八田荘老人ホームの指定管理者として社会福祉法人南の風を指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
社会福祉法人南の風	平成 13 年 7 月 3 日	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。	第一種社会福祉事業 ・特別養護老人ホーム 第二種社会福祉事業 ・老人短期入所事業 ・認知症対応型老人共同生活援助事業等 指定管理者 ・堺市立中老人福祉センター ・堺市立南老人福祉センター ・堺市立八田荘老人ホーム	非公募

3 非公募の理由

堺市立八田荘老人ホーム（以下「八田荘老人ホーム」という。）は、環境上及び経済上の理由により居宅において生活することが困難なおおむね 65 歳以上の方を入所させ、養護するとともに、自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的に設置した施設である。

また、堺市立中老人福祉センター（以下「中老人福祉センター」という。）は、高齢者を対象に生活及び健康についての相談や、生業及び就労の指導を行うとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的として、八田荘老人ホームと同一敷地内に設置した施設である。

八田荘老人ホームは平成 21 年度から、中老人福祉センターは平成 18 年度から指定管理者制度を導入し、民間事業者の豊富なノウハウにより施設の設置目的を最大限に生かし、利用者サービスの向上及び施設の活性化を図るため、それぞれ公募により大阪府内に主たる事務所を置く社会福祉法人を選定し、現在、同一法

人が指定管理者となり施設の管理運営を行っている。

両施設の今後のあり方については、八田荘老人ホームは令和2年3月に策定した堺市立の高齢者福祉施設のあり方基本指針において、令和4年度を目途に民間の施設とすることとしており、同一敷地内にある中老人福祉センターについても、八田荘老人ホームと同じ管理者が運営を行うことで、経費の削減が図られるだけでなく、効率的な組織運営が期待できることから、同センターについても民間の施設とする方向で検討を行っている。

次期指定管理者の選定にあたっては、令和3年度まで民営化に向けての協議、調整等を行う予定であることから、指定期間を1年間として、両施設を円滑、安定的に管理運営している現指定管理者を非公募により選定するものである。

4 選定の理由

堺市立老人福祉センター条例（昭和47年条例第18号）第12条第1項及び堺市立八田荘老人ホーム（平成20年条例第3号）第5条第1項の規定に基づき、申請のあった当該団体について堺市健康福祉局指定管理者候補者選定委員会において堺市立老人福祉センター条例第12条第3項及び堺市立八田荘老人ホーム条例第5条第3項の選定要件に沿って審査を行った結果、良好な評価を得た。

当該団体は、老人福祉センターの特性を十分に理解し、利用者の意思、人権を尊重したサービスの提供ができるとともに、八田荘老人ホームの入所者と良好な信頼関係を構築し、質の高い入所者サービスの提供ができるものと認められ、また、これまでの実績から管理運営能力を十分に有すると考えられることなどから、条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市立老人福祉センター及び堺市立八田荘老人ホームの設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

5 選定の経過

(1) 応募団体

堺市堺区甲斐町西2丁1番15号
社会福祉法人南の風

(2) 選定経過

令和2年7月7日 堺市健康福祉局指定管理者候補者選定委員会
(選定基準等の審議)

令和2年10月7日 堺市健康福祉局指定管理者候補者選定委員会
(書類審査・面接審査・候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 堺市総務局行政部行政経営課総括参事役（指定管理担当）

初田 茂樹

委員 弁護士 東 奈央

委員 公認会計士 利根川 亮

委員 堺市老人クラブ連合会 東区老人クラブ連合会女性部会長

野村 和子

委員 関西大学 人間健康学部教授 狭間 香代子

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	社会福祉法人 南の風
(1)事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。（堺市立老人福祉センター条例第12条第3項第1号、堺市立八田荘老人ホーム条例第5条第3項第1号）	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	20点	17点
(2)事業計画を確実に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。（堺市立老人福祉センター条例第12条第3項第2号、堺市立八田荘老人ホーム条例第5条第3項第2号）	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	40点	35点
(3)利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。（堺市立老人福祉センター条例第12条第3項第3号、堺市立八田荘老人ホーム条例第5条第3項第3号）	①利用者/入所者の特性・ニーズの把握 ②個人情報保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④広報・モニタリング計画 ⑤高齢者、障害者等の利用への配慮、関係機関等との連携	60点	48点
(4)効果的かつ効率的な管理を実施できること。（堺市立老人福祉センター条例第12条第3項第4号、堺市立八田荘老人ホーム条例第5条第3項第4号）	①休館日、開館時間の考え方（中老人福祉センターのみ） ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③苦情、要望への対応の考え方 ④施設、設備、器具備品の維持管理についての考え方 ⑤非常時対策	80点	66点

<p>(5)施設の効用を最大限発揮させることができること。(堺市立老人福祉センター条例第12条第3項第5号、堺市立八田荘老人ホーム条例第5条第3項第5号)</p>	<p>①目標設定 ②目標達成の方策 ③自主事業の実施計画</p>	<p>100点</p>	<p>80点</p>
<p>(6)管理経費の縮減が図られること。(堺市立老人福祉センター条例第12条第3項第6号、堺市立八田荘老人ホーム条例第5条第3項第6号)</p>	<p>①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減</p>	<p>56点</p>	<p>30点</p>
<p>(7)前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件(堺市立老人福祉センター条例第12条第3項第7号、堺市立八田荘老人ホーム条例第5条第3項第7号)</p>	<p>①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等</p>	<p>44点</p>	<p>24点</p>
<p>合計点</p>		<p>400点</p>	<p>300点</p>

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立東老人福祉センター	大阪府箕面市白鳥 3丁目5番50号	社会福祉法人 大阪府社会福祉 事業団	令和3年4月1日から 令和7年3月31日まで
堺市立北老人福祉センター			
堺市立美原老人福祉センター			
堺市立美原総合福祉会館			

[根 拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

- 1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立東老人福祉センター、堺市立北老人福祉センター、堺市立美原老人福祉センター及び堺市立美原総合福祉会館の指定管理者として社会福祉法人大阪府社会福祉事業団を指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
社会福祉法人大阪府社会福祉事業団	昭和 46 年 3 月 30 日	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。	第一種社会福祉事業 ・特別養護老人ホーム ・養護老人ホーム 等 第二種社会福祉事業 ・老人デイサービスセンター ・老人デイサービス事業等 指定管理者 ・堺市立東老人福祉センター ・堺市立北老人福祉センター ・堺市立美原総合福祉会館 ・堺市立美原老人福祉センター 等	公募

3 選定の理由

堺市立老人福祉センター条例（昭和 47 年条例第 18 号）第 12 条第 1 項及び堺市立美原総合福祉会館条例（平成 16 年条例第 76 号）第 14 条第 1 項の規定によって公募を行い、応募のあった当該団体について堺市健康福祉局指定管理者候補者選定委員会において堺市立老人福祉センター条例第 12 条第 3 項及び堺市立美原総合福祉会館条例第 14 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、良好な評価を得た。

当該団体は、本施設の特性を十分に理解し、利用者の意思、人権を尊重したサービスの提供ができるものと認められ、またこれまでの実績から管理運営能力を十分に有すると考えられることなどから、条例に規定する要件に適合すると認め

られる。

以上のことから、堺市立老人福祉センター及び堺市立美原総合福祉会館の設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

大阪府箕面市白島3丁目5番50号

社会福祉法人大阪府社会福祉事業団

(2) 選定経過

令和2年7月7日 堺市健康福祉局指定管理者候補者選定委員会
(選定基準等の審議)

令和2年10月12日 堺市健康福祉局指定管理者候補者選定委員会
(書類審査・面接審査・候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 堺市総務局行政部行政経営課総括参事役 (指定管理担当)

初田 茂樹

委員 弁護士 東 奈央

委員 公認会計士 利根川 亮

委員 堺市老人クラブ連合会 東区老人クラブ連合会女性部会長
野村 和子

委員 関西大学 人間健康学部教授 狭間 香代子

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団
(1)事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。(堺市立老人福祉センター条例第12条第3項第1号及び堺市立美原総合福祉会館条例第14条第3項第1号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	20点	17点
(2)事業計画を確実に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。(堺市立老人	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	40点	38点

福祉センター条例第12条第3項第2号及び堺市立美原総合福祉会館条例第14条第3項第2号)			
(3)利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市立老人福祉センター条例第12条第3項第3号及び堺市立美原総合福祉会館条例第14条第3項第3号)	①利用者の特性・ニーズの把握 ②個人情報の保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④広報・モニタリング計画 ⑤高齢者、障害者等の利用への配慮、関係機関等との連携	80点	66点
(4)効果的かつ効率的な管理を実施できること。(堺市立老人福祉センター条例第12条第3項第4号及び堺市立美原総合福祉会館条例第14条第3項第4号)	①休館日、開館時間の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③苦情、要望への対応の考え方 ④施設、設備、器具備品の維持管理についての考え方 ⑤非常時対策	60点	52点
(5)施設の効用を最大限発揮させることができること。(堺市立老人福祉センター条例第12条第3項第5号及び堺市立美原総合福祉会館条例第14条第3項第5号)	①目標設定 ②目標達成の方策 ③自主事業の実施計画	100点	81点
(6)管理経費の削減が図られること。(堺市立老人福祉センター条例第12条第3項第6号及び堺市立美原総合福祉会館条例第14条第3項第6号)	①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減	56点	33点
(7)前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件(堺市立老人福祉センター条例第12条第3項第7号及び堺市立美原総合福祉会館条例第14条第3項第7号)	①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等	44点	24点
合計点		400点	311点

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立南老人福祉センター	堺市堺区甲斐町西2丁1番15号	社会福祉法人南の風	令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

[根 拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

- 1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立南老人福祉センターの指定管理者として社会福祉法人南の風を指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
社会福祉法人南の風	平成 13 年 7 月 3 日	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。	第一種社会福祉事業 ・特別養護老人ホーム 第二種社会福祉事業 ・老人短期入所事業 ・認知症対応型老人共同生活援助事業等 指定管理者 ・堺市立中老人福祉センター ・堺市立南老人福祉センター ・堺市立八田荘老人ホーム	公募

3 選定の理由

堺市立老人福祉センター条例（昭和 47 年条例第 18 号）第 12 条第 1 項の規定によって公募を行い、応募のあった当該団体について堺市健康福祉局指定管理者候補者選定委員会において同条例第 12 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、良好な評価を得た。

当該団体は、本施設の特性を十分に理解し、利用者の意思、人権を尊重したサービスの提供ができるものと認められ、またこれまでの実績から管理運営能力を十分に有すると考えられることなどから、条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市立老人福祉センターの設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

堺市堺区甲斐町西2丁1番15号
社会福祉法人南の風

(2) 選定経過

令和2年7月7日 堺市健康福祉局指定管理者候補者選定委員会
(選定基準等の審議)

令和2年10月7日 堺市健康福祉局指定管理者候補者選定委員会
(書類審査・面接審査・候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 堺市総務局行政部行政経営課総括参事役(指定管理担当)

初田 茂樹

委員 弁護士 東 奈央

委員 公認会計士 利根川 亮

委員 堺市老人クラブ連合会 東区老人クラブ連合会女性部会長
野村 和子

委員 関西大学 人間健康学部教授 狭間 香代子

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	社会福祉法人 南の風
(1)事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。(堺市立老人福祉センター条例第12条第3項第1号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	20点	17点
(2)事業計画を確実に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。(堺市立老人福祉センター条例第12条第3項第2号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	40点	35点
(3)利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。(堺市立老人福祉センター条例第12条第3項第3号)	①利用者の特性・ニーズの把握 ②個人情報の保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④広報・モニタリング計画 ⑤高齢者、障害者等の利用への配慮、関係機関等との連携	80点	64点

(4)効果的かつ効率的な管理を実施できること。(堺市立老人福祉センター条例第12条第3項第4号)	①休館日、開館時間の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③苦情、要望への対応の考え方 ④施設、設備、器具備品の維持管理についての考え方 ⑤非常時対策	60点	50点
(5)施設の効用を最大限発揮させることができること。(堺市立老人福祉センター条例第12条第3項第5号)	①目標設定 ②目標達成の方策 ③自主事業の実施計画	100点	74点
(6)管理経費の縮減が図られること。(堺市立老人福祉センター条例第12条第3項第6号)	①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減	56点	29点
(7)前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件(堺市立老人福祉センター条例第12条第3項第7号)	①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等	44点	32点
合計点		400点	301点

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立共同浴場	堺市堺区大仙西町 2丁69番9	公益財団法人 堺市就労支援協会	令和3年4月1日から 令和7年3月31日まで

[根 拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

- 1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立共同浴場の指定管理者として公益財団法人堺市就労支援協会を指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
公益財団法人 堺市就労支援 協会	昭和 59 年 4 月 3 日	就労困難者等を 中心とした市民 の就労促進と自 立更生指導をは かるとともに市 民相互のコミュ ニケーションの 場づくりを推進 し、もって同和問 題をはじめあら ゆる人権問題の 解決と地域振興 に資することを 目的とする。	就労支援事業 ・就労相談、職業能 力開発講座の開催 等 指定管理者 ・堺市立共同浴場 ・堺市立人権ふれあ いセンター 受託事業 ・堺市立船松職能 訓練センター管理 運営 ・警備・除草清掃 等 ・地域振興事業（文 化継承将棋大会）	公募

3 選定の理由

堺市立共同浴場条例（昭和 46 年条例第 47 号）第 8 条第 1 項の規定により公募を行い、応募のあった団体について堺市健康福祉局指定管理者候補者選定委員会において、同条例第 8 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、良好な評価を得た。

当該団体は、当浴場の指定管理者として 4 期 14 年間にわたる管理運営の実績があり、施設の特性を十分に理解するとともに、利用者の意思、人権を尊重したサービスの提供ができるものと認められ、当浴場の管理運営能力を十分に有し、同条例に規定する要件に適合するものと認められる。

以上のことから、堺市立共同浴場の設置目的を効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したもの

である。

4 選定の経過

(1) 申請団体

堺市堺区大仙西町2丁69番9

公益財団法人堺市就労支援協会

(2) 選定経過

令和2年7月7日 堺市健康福祉局指定管理者候補者選定委員会
(選定基準等の審議)

令和2年10月12日 堺市健康福祉局指定管理者候補者選定委員会
(書類審査・面接審査・候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 堺市総務局行政部行政経営課総括参事役(指定管理担当)

初田 茂樹

委員 弁護士 東 奈央

委員 公認会計士 利根川 亮

委員 堺市老人クラブ連合会 東区老人クラブ連合会女性部会長
野村 和子

委員 : 関西大学 人間健康学部教授 狭間 香代子

(4) 最終審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	公益財団法人 堺市就労支援協会
(1)事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市立共同浴場条例第8条第3項第1号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全確保	20点	15点
(2)事業計画を確実に安定的に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。(堺市立共同浴場条例第8条第3項第2号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	40点	28点
(3)利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。	①利用者の特性・ニーズの把握 ②障害者、高齢者等への考え方	80点	62点

(堺市立共同浴場条例第8条第3項第3号)	③広報・モニタリング計画 ④人権尊重の考え方 ⑤個人情報保護・情報公開の考え方		
(4)浴場の設置目的を最も効果的かつ効率的に達成できること。(堺市立共同浴場条例第8条第3項第4号)	①休館日、開館時間の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③利用料金等の考え方 ④苦情、要望への対応の考え方 ⑤施設・付帯設備・器具備品等の維持管理の考え方 ⑥非常時対策	100点	77点
(5)施設の効用を最大限発揮させることができること。(堺市立共同浴場条例第8条第3項第5号)	①目標設定 ②目標達成の方策 ③自主事業の実施計画	60点	47点
(6)管理経費の縮減が図られること。(堺市立共同浴場条例第8条第3項第6号)	①経費節減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減	56点	29点
(7)前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件(堺市立共同浴場条例第8条第3項第7号)	①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域交流、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組み ⑤市の施策に整合する取組実績等	44点	40点
合計点		400点	298点

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

名 称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
堺市営住宅	東京都世田谷区用賀 4丁目10番1号	株式会社東急コミュニ ティー	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

[根 拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市営住宅の指定管理者として株式会社東急コミュニティーを指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
株式会社東急 コミュニティー	昭和 45 年 4 月 8 日	土地建物の管理、 賃貸、売買、仲介 及びマンション管 理業等	公営住宅等指定管理業務 (大阪府、八尾市、豊中市、 京都府、兵庫県等)	公募

3 選定の理由

堺市営住宅条例（平成 9 年条例第 30 号）第 48 条第 1 項及び堺市特定優良賃貸住宅管理条例（平成 5 年条例第 30 号）第 34 条第 1 項の規定により公募を行い、応募のあった 2 団体について堺市建築都市局指定管理者候補者選定委員会において堺市営住宅条例第 48 条第 3 項及び堺市特定優良賃貸住宅管理条例第 34 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、当該団体が最も高い評価を得た。

当該団体は、これまでの公営住宅等の管理運営の実績などから、堺市営住宅の管理運営能力を十分に有し、各条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市営住宅の設置目的をより効果的、効率的に達成し、入居者等のサービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

①大阪市阿倍野区阿倍野筋 1丁目 1番 43号

近鉄住宅管理株式会社

②東京都世田谷区用賀 4丁目 10番 1号

株式会社東急コミュニティー

(2) 選定経過

令和2年7月6日 堺市建築都市局指定管理者候補者選定委員会
(選定基準等の審議)

令和2年10月8日 堺市建築都市局指定管理者候補者選定委員会
(書類審査・面接審査・候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 堺市総務局行政部行政経営課総括参事役 (指定管理担当)
戸奈 章

委員 大阪市立大学大学院生活科学研究科教授 小伊藤 亜希子

委員 公認会計士 林 紀美代

委員 弁護士 福岡 勇

委員 武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科教授 松端 克文

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	近鉄住宅 管理株式 会社	株式会社 東急コミ ュニティ ー
(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市営住宅条例第 48 条第 3 項第 1 号及び堺市特定優良賃貸住宅管理条例第 34 条第 3 項第 1 号)	①管理運営の基本方針 ②平等利用・安全の確保	20 点	15 点	16 点
(2) 事業計画を確実に実施するに足りる経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (堺市営住宅条例第 48 条第 3 項第 2 号及び堺市特定優良賃貸住宅管理条例第 34 条第 3 項第 2 号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	80 点	70 点	70 点
(3) 入居者及び使用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市営住宅条例第 48 条第 3 項第 3 号及び堺市特定優良賃貸住宅管理条例第 34 条第 3 項第 3 号)	①入居者・使用者の特性及びニーズの把握 ②個人情報の保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画	40 点	33 点	33 点
(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市営住宅条例第 48 条第 3 項第 4 号及び堺市特定優良賃貸住宅管理条例第 34 条第 3 項第 4 号)	①窓口開設時間及び開設日の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③施設の保守点検管理・修繕の考え方 ④駐車場の利用料金の考え方 ⑤苦情・要望への対応の考え方 ⑥非常時対策	80 点	70 点	70 点

<p>(5)市営住宅等の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市営住宅条例第 48 条第 3 項第 5 号及び堺市特定優良賃貸住宅管理条例第 34 条第 3 項第 5 号)</p>	<p>①目標設定、目標達成の方策 ②特定公共賃貸住宅の入居促進の考え方 ③自主事業の実施計画</p>	60 点	53 点	50 点
<p>(6)管理経費の縮減が図られること。 (堺市営住宅条例第 48 条第 3 項第 6 号及び堺市特定優良賃貸住宅管理条例第 34 条第 3 項第 6 号)</p>	<p>①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減</p>	56 点	37 点	36 点
<p>(7)前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市営住宅条例第 48 条第 3 項第 7 号及び堺市特定優良賃貸住宅管理条例第 34 条第 3 項第 7 号)</p>	<p>①障害者等就職困難者の雇用等 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等(障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント)</p>	64 点	42 点	55 点
<p>合計点</p>		400 点	320 点	330 点

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立自転車等 駐車場	大阪府大阪市阿倍野 区阿倍野筋1丁目1 番43号	ミディ総合管理株式 会社	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

[根 拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立自転車等駐車場の指定管理者としてミディ総合管理株式会社を指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
ミディ総合管理株式会社	平成 14 年 3 月 1 日	建物内外の保守管理、清掃、塵芥処理、警備等	自転車等駐車場（堺市、茨木市、神戸市等）の指定管理業務	公募

3 選定の理由

堺市自転車等の放置防止に関する条例（昭和 62 年条例第 9 号）第 17 条の 4 第 1 項の規定により公募を行い、応募のあった 4 団体について堺市建設局指定管理者候補者選定委員会において同条例第 17 条の 4 第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、当該団体が最も高い評価を得た。

当該団体は、堺市立自転車等駐車場の管理運営について十分に理解し、また、利用者の立場に立ったサービスを提供しつつ、施設の効用を發揮させ、効果的かつ効率的な管理運営を行う能力を十分に有すると考えられることなどから、同条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市立自転車等駐車場の設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

①大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目1番43号

ミディ総合管理株式会社

②東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号

センターパーキング堺

(代表団体)

東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号

公益財団法人自転車駐車場整備センター

(他の構成団体)

大阪府大阪市北区曾根崎新地2丁目5番3号

株式会社駐輪サービス

③東京都中央区日本橋小網町7番2号

サイカパーキング株式会社

④大阪府堺市堺区甲斐町西3丁1番12号

Wish planning 株式会社駐輪場事業部

(代表団体)

大阪府泉佐野市羽倉崎上町2丁目3534番地の1

Wish planning 株式会社

(他の構成団体)

大阪府泉佐野市上町1丁目4番10号

株式会社サクセス

(2) 選定経過

令和2年7月15日 堺市建設局指定管理者候補者選定委員会
(選定基準等の審議)

令和2年10月14日 堺市建設局指定管理者候補者選定委員会
(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 堺市総務局行政部行政経営課総括参事役 (指定管理担当)

戸奈 章

委員 大阪大学 名誉教授 工学博士 新田 保次

委員 公認会計士 西村 智子
委員 弁護士 森本 芳樹
委員 神戸女学院大学 准教授 矢野 円郁

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	ミディ 総合管 理株式 会社	センタ ーパー キング 堺	サイカ パーキ ング株 式会社	Wish planni ng 株 式会社 駐輪場 事業部
(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市自転車等の放置防止に関する条例第17条の4第3項第1号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	16点	14点	11点	13点	7点
(2) 事業計画を確実に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (同条例第17条の4第3項第2号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	40点	36点	27点	33点	19点
(3) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (同条例第17条の4第3項第3号)	①利用者・利用者ニーズの把握 ②個人情報保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画	40点	31点	26点	31点	21点

<p>(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (同条例第17条の4第3項第4号)</p>	<p>①休場日、開場時間の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③利用料金の考え方 ④自転車等駐車場利用促進事業実施計画の考え方 ⑤苦情・要望への対応の考え方 ⑥非常時対策</p>	80点	69点	65点	72点	42点
<p>(5) 施設の効用を最大限に発揮させることができること。 (同条例第17条の4第3項第5号)</p>	<p>①目標設定 ②目標達成の方策 ③自主事業の実施計画</p>	80点	67点	57点	61点	40点
<p>(6) 管理経費の縮減が図られること。 (同条例第17条の4第3項第6号)</p>	<p>①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③市への納付金</p>	80点	65点	54点	67点	50点
<p>(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (同条例第17条の4第3項第7号)</p>	<p>①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等 (障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント)</p>	64点	43点	33点	38点	41点
合計点		400点	325点	273点	315点	220点

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
原池公園 堺市原池公園体育館 堺市原池公園スケートボードパーク 堺市原池公園野球場 堺市陶器スポーツ広場	大阪府中央区北浜 四丁目1番23号	ばらいけ NEXT 創発パートナーズ	令和3年4月1日から 令和23年3月31日まで
	(代表団体) 大阪府中央区北浜 四丁目1番23号	(代表団体) 美津濃株式会社	
	(他の構成団体) 大阪府中央区北浜 四丁目1番23号	(他の構成団体) ミズノスポーツサービス株式会社	
	大阪府中央区備後 町一丁目7番10号	大林ファシリティーズ株式会社 大阪支店	
	堺市北区南花田町 32番地1	利晃建設株式会社	
	大阪府西区京町堀 一丁目8番11号	グリーンシステム株式会社	
	河内長野市木戸二 丁目22番17号	株式会社ピーエスジェイコーポレーション	

[根拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

1 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、原池公園、堺市原池公園体育館、堺市原池公園スケートボードパーク、堺市原池公園野球場、堺市陶器スポーツ広場（以下これらを「原池公園等」という。）の指定管理者としてばらいけ NEXT 創発パートナーズを指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
ばらいけ NEXT 創発パ ートナーズ	令和2年8月1日	堺市原池公園等の管 理運営	堺市原池公園等の管理運 営を目的に設立された共 同事業体である。	公募

3 選定の理由

原池公園等においては、公募設置管理制度（以下「P-PFI」という。）と指定管理者制度を併用して同一事業者に一括管理運営させることにより、効果的、効率的に魅力創出や利用者サービスの向上などを図るため、堺市原池公園等管理運営事業を実施するものである。

実施に当たり、堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第27条第1項及び堺市スポーツ施設条例（昭和59年条例第9号）第15号第1項の規定によって公募を行い、応募のあった2団体について、堺市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会（原池公園）において堺市公園条例第27条第3項及び堺市スポーツ施設条例第15条第3項の選定要件及びP-PFIに関する選定要件に沿って審査を行った結果、当該団体が最も高い評価を得た。

当該団体は、本市公園の健全な発展と使用の適正化、本市のスポーツ振興及び当施設の管理運営の考え方を十分に理解し、また利用者サービスの向上、経費縮減への取り組み方針から管理運営能力を十分に有すると考えられることから、原池公園等の設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

①大阪府中央区北浜四丁目1番23号

ばらいけ NEXT 創発パートナーズ

(代表団体)

大阪府中央区北浜四丁目1番23号

美津濃株式会社

(他の構成団体)

大阪府中央区北浜四丁目1番23号

ミズノスポーツサービス株式会社

大阪府中央区備後町一丁目7番10号

大林ファシリティーズ株式会社 大阪支店

堺市北区南花田町32番地1

利晃建設株式会社

大阪府西区京町堀一丁目8番11号

グリーンシステム株式会社

河内長野市木戸二丁目22番17号

株式会社ピーエスジェイコーポレーション

②大阪府中央区城見一丁目2番27号

堺原池 PM ネットワーク

(代表団体)

大阪府中央区城見一丁目2番27号

株式会社 UR リンケージ西日本支社

(他の構成団体)

大阪府西区江戸堀一丁目2番11号

シンコースポーツ大阪株式会社

大阪府中央区本町二丁目1番6号

株式会社関西都市居住サービス

枚方市三矢町2-5

株式会社初亀

兵庫県西宮市六湛寺町9番16号

日本管財株式会社

堺市北区金岡町704番地1

株式会社サンダ

堺市南区深阪南2690番地

泉北エンタープライズ株式会社

(2) 選定経過

令和2年5月26～28日 堺市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会(原池公園)
(選定基準等の審議)

令和2年10月9日 堺市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会(原池公園)
(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長	堺市建設局長	中辻	益治
委員	大阪府立大学准教授	武田	重昭
委員	追手門学院大学准教授	今堀	洋子
委員	大阪体育大学教授	中山	健
委員	立命館大学講師	和田	由佳子
委員	公認会計士	西村	智子
委員	弁護士	永田	守

(4) 審査結果表

1 P-PFI 審査項目

審査項目		配点	小計	ばらいけ NEXT 創発 パートナーズ	堺原池 PM ネット ワーク
全体計画 資金調達計画及び 事業収支計画	(1) 全体計画 ①事業の実施方針 ②施設の配置計画 ③地元への配慮	90 点	90 点	81点	69点
	(1) 全体計画 ④事業の実施体制 ⑤事業スケジュール ⑥リスク管理 (6) 資金調達計画及び事業収支計画	60 点	60 点	48点	41点

整備・管理運営計画	施設の整備計画	(2) 公募対象公園施設に関する計画	120点	120点	105点	90点
		(3) 特定公園施設に関する計画	120点	120点	96点	94点
	施設の管理運営計画	(4) 利便増進施設に関する計画 (5) 公園及び施設の管理運営計画	120点	120点	96点	91点
価格提案	(7) 価格提案 1. 公募対象公園施設（必須提案 A）の提案額 2. 公募対象公園施設（新設 土地利用）の提案額 3. 公募対象公園施設（新設 水面利用）の提案額 4. 特定公園施設の整備に係る本市負担の提案額		60点	60点	0点	30点
	(7) 価格提案 5. 公募対象公園施設の売上に対する納付割合		30点	30点	27点	17点
合計点			600点	600点	453点	432点

2 指定管理審査項目

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	小計	ばらいけ NEXT 創発パートナーズ	堺原池 PM ネットワーク
(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市公園条例第27条第3項第1号) (堺市スポーツ施設条例第15条第3項第1号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	60点	60点	50点	46点

<p>(2) 事業計画を確 実かつ安定的に実 施するに足りる経 理的基礎その他経 営に関する能力を 有すること。 (堺市公園条例第 27条第3項第2号) (堺市スポーツ施 設条例第15条第3 項第2号)</p>	<p>①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績</p>	48 点	48 点	43 点	43 点
<p>(3) 利用者の意思 及び人権を尊重し、 常にその立場に立 ったサービスが提 供できること。 (堺市公園条例第 27条第3項第3号) (堺市スポーツ施 設条例第15条第3 項第3号)</p>	<p>①利用者・利用者ニーズの把握 ②個人情報の保護、情報公開の考 え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画</p>	48 点	48 点	43 点	41 点
<p>(4) 効果的かつ効 率的な管理を実施 できること。 (堺市公園条例第 27条第3項第4号) (堺市スポーツ施 設条例第15条第3 項第4号)</p>	<p>①休館日、開館時間の考え方 ②利用料金の考え方 ③人員配置、人材育成の考え方、 研修計画 ④苦情対応の考え方 ⑤非常時対策 ⑥施設設備・器具備品等の維持管 理業務に関する考え方 ⑦樹木等植栽の維持管理計画及び 方針 ⑧トレーニング機器等の調達・設 置提案</p>	120 点	120 点	105 点	95 点

(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市公園条例第27条第3項第5号) (堺市スポーツ施設条例第15条第3項第5号)	①目標設定 ②目標達成の方策 ③自主事業①の実施計画 ④自主事業②の実施計画	120点	120点	101点	88点
(6) 管理経費の削減が図られること。 (堺市公園条例第27条第3項第6号) (堺市スポーツ施設条例第15条第3項第6号)	①経費削減の考え方と方法 ②管理運営にかかる収支計画	84点	108点	75点	66点
	③指定管理料の削減	24点		6点	0点
(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市公園条例第27条第3項第7号) (堺市スポーツ施設条例第15条第3項第7号)	①障害者等就職困難者の雇用の考え方 ②市内経済の活性化策 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題の取組み	60点	60点	49点	43点
	⑤市の施策に整合する取組実績等(障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント)	36点	36点	12点	24点
合計点		600点		484点	446点

当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法（昭和 23 年法律第 144 号）第 4 条第 1 項の規定により、令和 3 年度において当せん金付証票を次のとおり発売する。

発売総額 70 億円以内

[根 拠]

当せん金付証票法第 4 条第 1 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

市道路線の認定について

市道路線を別紙調書のとおり認定する。

[根 拠]

道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。


市道路線認定調書

整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な経過地	付 記
t961	平井50号線	中区平井1084番15地先 中区平井1084番13地先		開発に伴う寄付
868	南花田69号線	北区南花田町567番5地先 北区南花田町567番5地先		〃
8592	香ヶ丘31号線	堺区香ヶ丘町5丁30番3地先 堺区香ヶ丘町5丁20番1地先		大和川線事業に伴う認定
8591	海山20号線	堺区海山町3丁154番13地先 堺区海山町3丁154番18地先		都市計画法第39条による帰属
9551	新家53号線	中区新家町657番26地先 中区新家町657番25地先		〃
1044	土師215号線	中区土師町1丁2579番1地先 中区土師町1丁2579番1地先		〃
1045	八田南10号線	中区八田南之町180番1地先 中区八田南之町179番7地先		〃
7696	福田270号線	中区福田294番3地先 中区福田262番1地先		〃
7697	深井東26号線	中区深井東町352番19地先 中区深井東町373番1地先		〃
9552	白鷺17号線	東区白鷺町3丁299番70地先 東区白鷺町3丁299番22地先		〃
9553	白鷺18号線	東区白鷺町3丁299番133地先 東区白鷺町3丁299番190地先		〃
9554	白鷺19号線	東区白鷺町3丁299番128地先 東区白鷺町3丁299番151地先		〃
9555	白鷺20号線	東区白鷺町3丁299番124地先 東区白鷺町3丁299番190地先		〃
t959	日置荘原寺62号線	東区日置荘原寺町465番7地先 東区日置荘原寺町465番3地先		〃
t960	日置荘北61号線	東区日置荘北町3丁303番16地先 東区日置荘北町3丁303番23地先		〃
7348	草部226号線	西区草部387番2地先 西区草部466番16地先		〃
7349	草部227号線	西区草部689番5地先 西区草部636番6地先		〃
1043	浜寺諏訪森東23号線	西区浜寺諏訪森町東2丁180番8地先 西区浜寺諏訪森町東2丁188番6地先		〃
1046	浜寺諏訪森西47号線	西区浜寺諏訪森町西3丁268番12地先 西区浜寺諏訪森町西3丁268番13地先		〃
1047	原田27号線	西区原田167番7地先 西区原田171番1地先		〃
728	奥本26号線	北区奥本町2丁5番3地先 北区奥本町2丁5番7地先		〃
7374	阿弥77号線	美原区阿弥412番5地先 美原区阿弥412番5地先		〃

市道認定路線図

整理番号 7961



凡例		認定道路
----	---	------

市道認定路線図

整理番号 3868

南花田69号線

567-5 567-5

堺市
南花田町会館

南花田
児童遊園

府宮大

南花田町

新金岡町 3丁

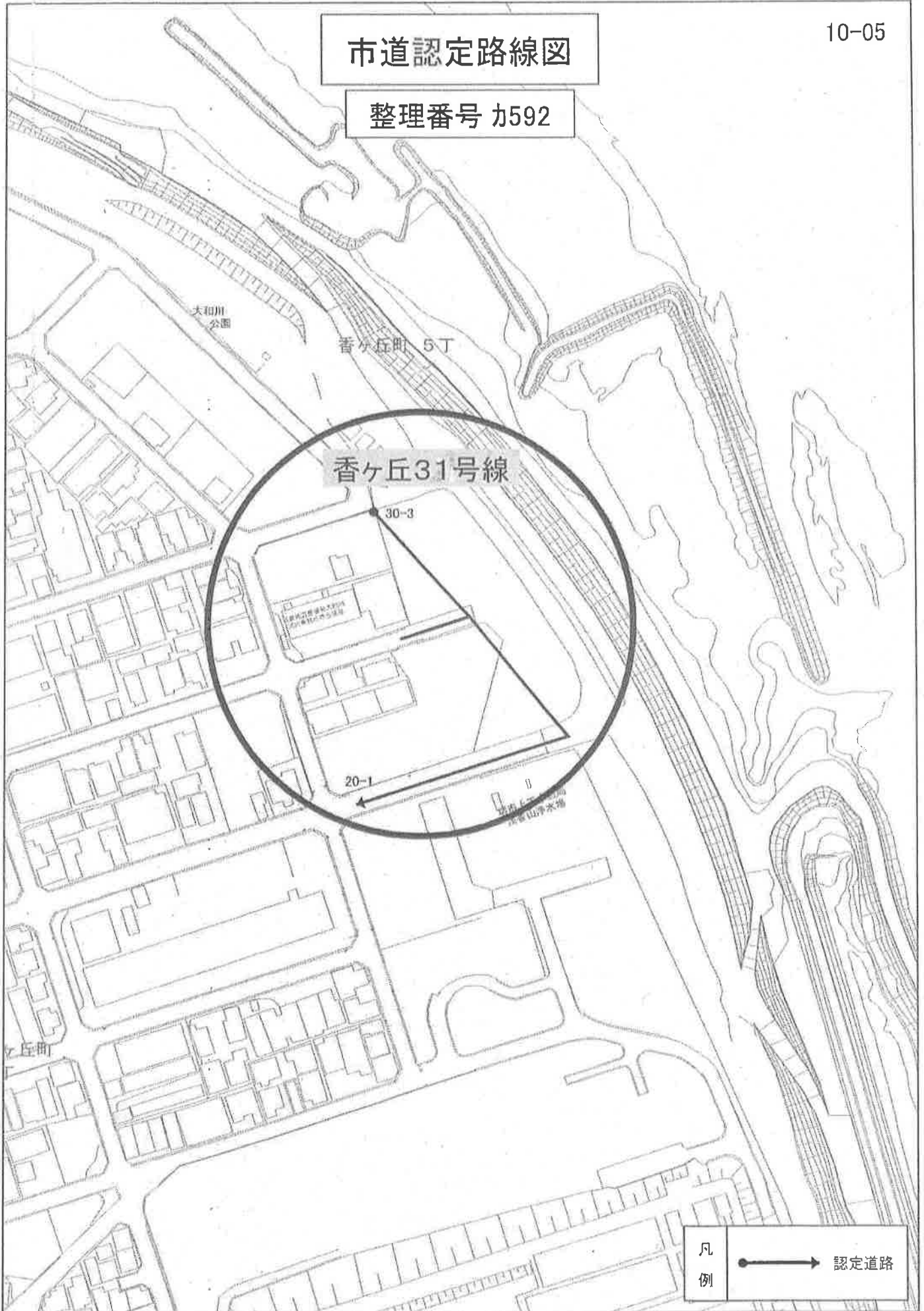
新金岡町 4丁

凡例

→ 認定道路

市道認定路線図

整理番号 加592



市道認定路線図

整理番号 力591

海山20号線

海山町 3丁

海山町 3丁

海山町 3丁

海山町 3丁

海山町 2丁

有限会社
海山町 3丁



市道認定路線図

整理番号 シ551

医療法人邦徳会
邦和病院

白鷺町 2丁

新田町
区民センター

新家町

新家53号線

657-26

657-25

野尻町

ファミリー
レストラン
サンパル
サンパル

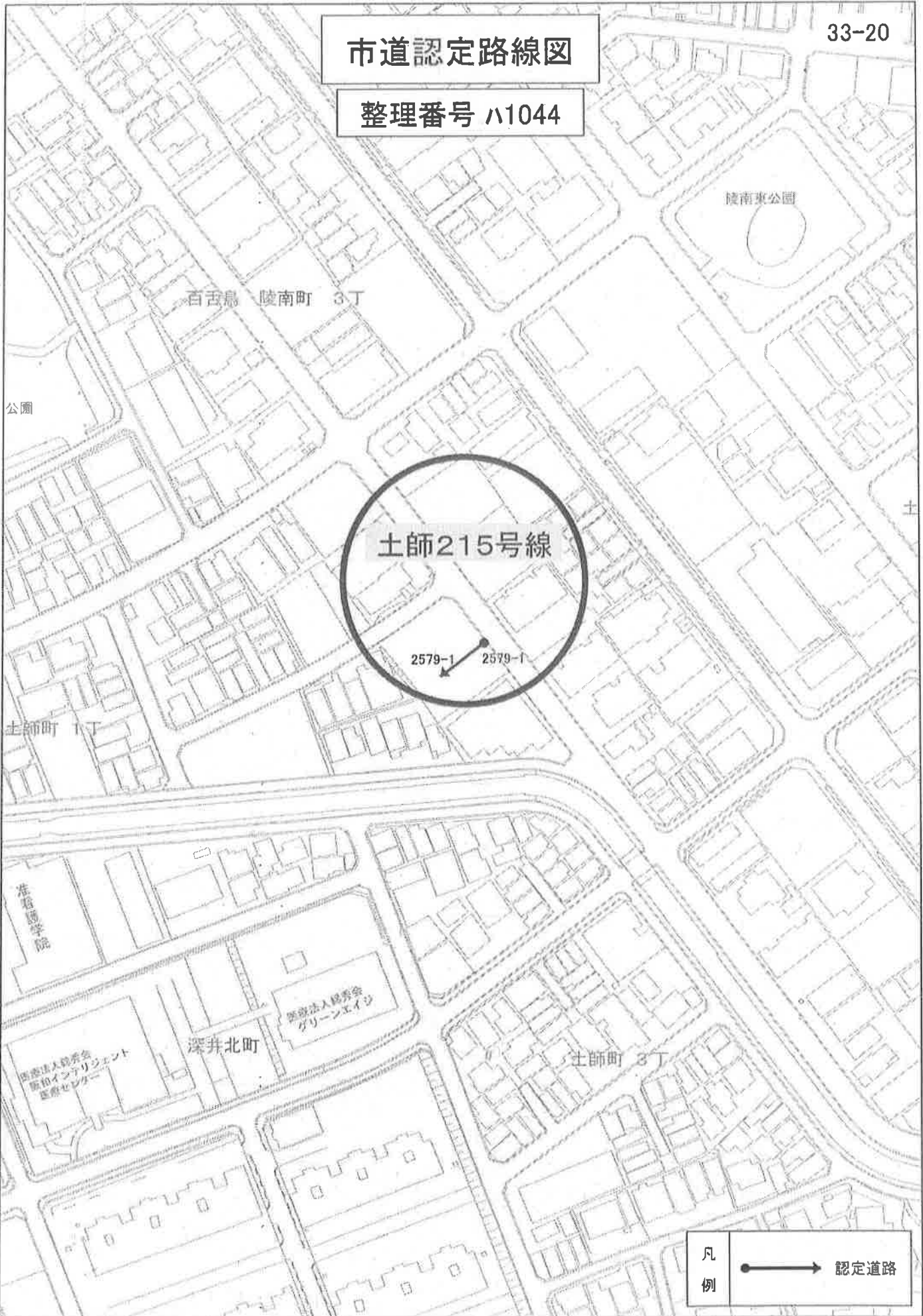
凡
例

→ 認定道路

市道認定路線図

33-20

整理番号 ハ1044



百舌鳥 陵南町 3丁

陵南東公園

公園

土師215号線

2579-1

2579-1

土師町 1丁

准看護学院

築設法人協会の
グリーンエイジ

深井北町

西濃法人協会の
昭和インテリジェント
医療センター

土師町 3丁

凡
例



認定道路

市道認定路線図

50-17

整理番号 7696

福田270号線

294-3

262-1

福田

福田
しんあおい公園

陶器北
小角田
公園

福田第二公園

凡
例



認定道路

市道認定路線図

整理番号 7697

深井東26号線

352-19

373-1
深井東

深井東町

凡例



認定道路

市道認定路線図

34-10

整理番号 シ552 シ553 シ554 シ555

白鷺18号線

白鷺17号線

白鷺20号線

白鷺19号線

299-70

299-133

299-128

299-124

299-22

299-190

299-151

299-190

凡例



認定道路

市道認定路線図

整理番号 ㊦959



日置荘北町 3丁

北余部西 2丁目

日置荘北町 3丁

日置荘原寺62号線

465-7
465-3

北余部

北余部西 3丁目

日置荘原寺町

北余部西 4丁目



市道認定路線図

整理番号 7960

日置荘北町 3丁

日置荘北町 3丁

日置荘北町
東池クラウンド

日置荘北61号線

303-16

303-23

日置荘北町
公民館

日置荘北町
公園

日置荘原寺町

凡例

→ 認定道路

市道認定路線図

整理番号 7348

草部226号線

387-2 466-16

草部

草部之キツキ
出庫

市立
福泉公民館

水井白砂命館

凡例



認定道路

市道認定路線図

47-03

整理番号 7349

草部227号線

689-5

636-6



笠池公園

防犯電力計
検査受電箱

084

町
界址

草部



市道認定路線図

整理番号 ハ1043

31-10

浜寺小学校

浜寺 諏訪森町東 4丁

浜寺諏訪森東23号線

180-8

188-6

堺市第2号線の広

市立浜寺中央保育園所

浜寺 諏訪森町東 2丁

浜寺 船尾町西 2丁

凡例

→ 認定道路

市道認定路線図

整理番号 ハ1046

浜寺 諏訪森町西 2丁

浜寺 諏訪森町西 3丁

浜寺諏訪森西47号線

268-12

268-13

浜寺 諏訪森町中 3丁

浜寺 諏訪森町西 4丁

凡例



認定道路

市道認定路線図

整理番号 ハ1047

府立鳳高等学校

原田27号線

167-7

171-1

凡例



認定道路

市道認定路線図

整理番号 才728

奥本26号線

5-3 5-7

奥本町 1丁

奥本町 2丁

奥本町 1丁

医療法人社 田中会
田中病院

奥本町 2丁

凡例



認定道路

市道認定路線図

整理番号 7374

阿弥

南余部

阿弥77号線

412-5

412-5

南余部

凡
例

→ 認定道路

地方自治法第 180 条の規定による市長専決処分の 報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので報告する。

[根 拠]

地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき議会に報告する必要があるため。

1 市長の専決事項の指定第1項による専決処分

(人事部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
61	2.10.22	395,950	堺市北区*** *****	*****	相手方(本市職員)の初任給の決定に過誤があったことから、初任給を再決定し、採用時に遡り平成25年4月から令和2年10月まで(7年7か月分)の給与の差額を支払うとともに、同期間における給与支払いの遅延による損害金395,950円を支払うもの。

(子ども相談所)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
66	2.10.29	99,000	堺市堺区南瓦町 2-60	堺 拘 置 支 所 長 萩 原 壮 一 郎	令和2年6月9日(火)午後1時37分ごろ、堺市堺区南瓦町2-60において、育成相談課の職員が堺拘置所の駐車場に進入する際、駐車場入り口に設置されている開閉チェーンに気づかず進行し、本市車両フロントバンパーを開閉チェーンに接触させ、損傷させたもの。

(土木部)

専決 番号	専決 年月日	損害賠償 の額(円)	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
52	2.10.5	3,518	堺市西区*** *****	*****	令和元年12月6日(金) 午前10時45分ごろ、堺市西区上野芝町4丁22地先において、相手方が市道上野芝43号線を歩行中、路面のくぼみでつまずき転倒し、負傷したものの。
56	2.10.7	104,357	堺市東区*** ****	*****	令和2年7月7日(火) 午後5時30分ごろ、堺市美原区南余部155-21番地先において、相手方車両が府道大阪狭山線(現)沿いの駐車場に進入しようとしたところ、側溝蓋が跳ね上がり、マフラーを損傷したものの。
58	2.10.7	411,770	高石市*** *****	*****	令和2年7月8日(水) 午前4時40分ごろ、堺市西区築港新町3丁30番地先において、相手方使用車両が市道築港新町1号線の路肩に駐車していたところ、街路樹が倒木し、フロントバンパ等を損傷したものの。
63	2.10.23	11,454	堺市南区和田 217-1	株式会社 ホンダ泉州販売 代表取締役 大塚雅仁	令和2年7月14日(火) 午後5時ごろ、堺市南区宮山台2丁2-1地先において、相手方所有車両が府道堺泉北環状線を走行中、路面舗装が剥離していたため左側後輪を損傷したものの。

53	2.10.7	13,612	堺市堺区*** ***	*****	令和2年7月15日(水) 午前1時20分ごろ、堺市 堺区西永山園1-1地先 において、相手方が自転 車で国道310号の横断歩 道を走行中、路面のくぼ みでバランスを失い転倒 し、左膝などを負傷した もの。
64	2.10.26	340,248	堺市中区伏尾 2933-1	カワセ産業 株式会社 代表取締役 川嶋 進	令和2年9月17日(木) 午後2時10分ごろ、堺 市中区伏尾2933-1にお いて、南部地域整備事 務所の職員が側溝蓋の 補修作業中、使用して いた発電機の熱でスプレ ー缶が膨張破裂し、中 身の錆止め材が相手方 車両の右前方側面など に付着し、汚損させた もの。
65	2.10.26	5,400	堺市美原区** ***	*****	令和2年9月25日(金) 午後3時50分ごろ、 堺市美原区今井51-1 番地先において、相手 方が市道小寺今井線を 歩行中、側溝蓋にずれ 止め部材が無かったこ とから、その蓋がずれ 落ち、側溝に右足が落 ち負傷したもの。

(公園緑地部)

専決 番号	専決 年月日	損害賠償 の額(円)	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
59	2.10.8	94,193	堺市南区*** ****	*****	令和2年8月1日(土) 午前10時30分ごろ、相手方が西原公園(堺市南区桃山台1丁4番)の園路を通行中、正面から来た自転車を避ける為に園路端部の集水枡の蓋を右足で踏んだところ、蓋が外れて枡に足がはまって転倒し右足を負傷したものの。
60	2.10.8	191,065	堺市美原区** ****	*****	令和2年9月2日(水) 午後2時20分ごろ、相手方が荒山公園第1駐車場(堺市南区宮山台2丁3番1号)にて停車中に、車の天井に腐食した桜の枝が落下し、車の天井を損傷したものの。

2 市長の専決事項の指定第3項

(住宅部)

専決 番号	専 決 年月日	案件	債権等及び 目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
54	2.10.7	訴えの提起について	堺市堺区***** *****堺市営***** *****の住宅の明 渡し及び住宅使用料相 当損害金	堺市堺区***** ***** 堺市営***** *****	亡***** 相 続 財 産
55	2.10.7	訴えの提起について	堺市堺区***** *****堺市営***** *****の住宅の明渡 し及び住宅使用料相当 損害金	堺市堺区***** ***** 堺市営***** *****	亡*****の 相 続 人
57	2.10.7	訴えの提起について	堺市西区***** 堺市営***** *の住宅の明渡し及び 住宅使用料相当損害金	堺市西区***** ** 堺市営***** *****	亡*****の 相 続 人

及び第4項による専決処分

請求等の内容	事件名及び事件の概要
<p>(1) 堺市堺区*****堺市営***** *****の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 令和2年9月1日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件 堺市堺区*****堺市営***** *****の入居名義人である*****は、令和2年4月12日に死亡し、入居承認は当然に終了したにもかかわらず、明渡しがなされないまま現在に至っている。</p> <p>このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>
<p>(1) 堺市堺区*****堺市営***** *****の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 令和2年4月1日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件 堺市堺区*****堺市営***** *****の入居名義人である*****は、令和2年1月5日に死亡し、入居承認は当然に終了したにもかかわらず、明渡しがなされないまま現在に至っている。</p> <p>このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>
<p>(1) 堺市西区*****堺市営***** *****の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 令和2年9月1日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件 堺市西区*****堺市営***** *****の入居名義人である*****は、令和2年7月12日に死亡し、入居承認は当然に終了したにもかかわらず、明渡しがなされないまま現在に至っている。</p> <p>このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>

3 市長の専決事項の指定第5項

(行政部)

専決 番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住 所	氏 名	
67	2.10.30	堺保健センター・市民駐 車場建設外 工事	大阪府大阪 市中央区久 太郎町2丁 目5番28号	大末・丸末建設 工事共同企業体 代表構成員 大末建設 株式会社 大阪本店 取締役常務執 行役員本店長 郷右近 英弘 他の構成員 株式会社丸末 代表取締役 山本 良継	変更前 2,600,484,300円 (消費税額等 193,501,300円) 変更後 2,607,031,489円 (消費税額等 194,096,499円)

(住宅部)

専決 番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住 所	氏 名	
62	2.10.23	万崎住宅4 棟ほか6棟 解体工事	堺市西区北 条町1丁41 番12号	株式会社 三国建設 代表取締役 森園晴彦	変更前 781,617,241円 (消費税額等 58,071,531円) 変更後 781,836,141円 (消費税額等 58,091,431円)

による専決処分

変更額 (増)	変更する内容	変更理由
6,547,189円 (消費税額等 595,199円)	<p>工事請負契約書第24条第3項の規定に基づくインプレスライド条項の適用による増額</p> <p>埋設物の撤去工事実施による増額</p>	<p>国からの要請に基づき、賃金等の高騰に対処するために、工事請負契約書第24条第3項に規定するインプレスライド条項を適用するため。</p> <p>地中掘削時に地中内障害物が見つかり撤去する必要性が生じたため。</p> <p>以上2事由に伴い、契約を変更するもの。</p>

変更額 (増)	変更する内容	変更理由
218,900円 (消費税額等 19,900円)	杭抜き撤去工事の内容変更	設計図に記載されていない基礎杭が見つかり杭抜き撤去工事の内容変更を行うもの。

**令和2年第5回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴（その1）**

令和2年11月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

印刷 真生印刷株式会社

配架資料番号

1-B2-20-0107

